平成２２年第４回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第２号）

１２月３日（金）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

第３番議員　　金　丸　友　章　議員

第 13 番議員　　渋　谷　登美子　議員

第４番議員　　長　島　邦　夫　議員

第９番議員　　川　口　浩　史　議員

第２番議員　　青　柳　賢　治　議員

第１番議員　　畠　山　美　幸　議員

出席議員（１３名）

１番　畠　山　美　幸　議員	２番　青　柳　賢　治　議員
３番　金　丸　友　章　議員	４番　長　島　邦　夫　議員
５番　吉　場　道　雄　議員	６番　柳　　　勝　次　議員
７番　河　井　勝　久　議員	９番　川　口　浩　史　議員
１０番　清　水　正　之　議員	１１番　安　藤　欣　男　議員
１２番　松　本　美　子　議員	１３番　渋　谷　登美子　議員

１４番　藤　野　幹　男　議員

〇欠席議員（なし）

〇本会議に出席した事務局職員

事　務　局　長	杉　田　　　豊
書　　　　　記	久　保　かおり
書　　　　　記	石　橋　正　仁

〇説明のための出席者

岩　澤　　　勝	町　　　　　長
高　橋　兼　次	副　町　長
安　藤　　　實	総　務　課　長
井　上　裕　美	政策経営課長
中　西　敏　雄	税　務　課　長
中　嶋　秀　雄	町　民　課　長
岩　澤　浩　子	健康福祉課長
簾　藤　賢　治	環　境　課　長

新　井　益　男	産業振興課長
木　村　一　夫	企業支援課長
田　邊　淑　宏	都市整備課長
大　澤　雄　二	上下水道課長
田　幡　幸　信	会計管理者兼会計課長
加　藤　信　幸	教　　育　　長
小　林　一　好	教育委員会こども課長
大　塚　　　晃	教育委員会生涯学習課長
新　井　益　男	農業委員会事務局長 産業振興課長兼務

◎開議の宣告

○**藤野幹男議長**　皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、平成22年嵐山町議会第4回定例会第4日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○**藤野幹男議長**　ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

これから一般質問を行いますが、会議規則第 63 条の準用規程にかかわらず、3回までの質問回数を制限しない一問一答方式を引き続き試行いたします。

◎**一般質問**

○**藤野幹男議長**　日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い順次行います。なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め、100 分以内となっております。

◇　**金　丸　友　章　議　員**

○**藤野幹男議長**　それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号3番、金丸友章議員、初めに質問事項1の総合防災訓練実施の総括についてからお願いいたします。どうぞ。

〔3番　金丸友章議員一般質問席登壇〕

○**3番（金丸友章議員）**　おはようございます。3番議員、民主党の金丸友章でございます。議長の許可がありましたので、通告書に従い質問をいたします。よろしくお願いをいたします。

まず初めに、総合防災訓練実施の総括についてでございます。

菅谷、平沢、千手堂、遠山地区を対象としまして、9月 12 日に菅谷中学

校の校庭で実施された防災訓練には、750 名を超える参加者と聞いております。当日我々議員も、当町の当局各地区防災組織、消防組織の活動を見聞いたしましたけれども、それぞれが担当職務を機敏にこなす姿勢に頼もしさを感じました。そこで、今回の総合訓練の評価をお伺いをしたいと思います。

続きまして、最新の地域防災計画の見直しを第5次総振（案）でもうたっておりますけれども、最新の情報を反映した今後の訓練計画、これにつきましてお伺いをしたいと思います。

次に、学校など教育・保育施設、図書館等ございます。その他公共施設での防災訓練の状況をお伺いしたいと思います。

○**藤野幹男議長**　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）（２）（３）の小項目中、その他の公共施設の防災訓練の状況について、安藤総務課長。

○**安藤　實総務課長**　質問項目１の小項目（１）総合防災訓練の評価につきまして、お答えいたします。

さきの総合防災訓練は、議会をはじめ、消防関係機関、自主防災会、区長さんなど、750 名を超える大勢の方々のご協力をいただき、おかげさまで無事終了することができました。平成 13 年以来９年ぶりとなる訓練となりましたが、防災意識の高揚、防災活動技術の向上という初期の目的は達成できたものと思っております。

しかし、実際にマグニチュード７.５という深谷断層地震が発生したときには、今回の訓練のように、情報の収集、安否確認、避難誘導等を迅速に行うことはなかなか難しいことが想定されます。また、要援護者の救援対策など今回の訓練を通じて課題も明らかになりました。町といたしましては、今後訓練を重ねながらこうした課題を解決し、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

質問項目１の小項目（２）今後の訓練計画を伺うにつきましてお答えいたします。

町内全地区に自主防災組織が結成され、それぞれの防災会の防災計画において、年１回の防災訓練を実施することになっておりますので、町といたしましては、その訓練を全面的に支援していきたいと考えております。町が行う総合防災訓練につきましては、隔年での開催を考えております。

質問項目１の小項目（３）その他公共施設での防災訓練の状況につきまして、お答えいたします。

一定規模以上の公共施設については、消防法に基づき防火管理者を定め、消火訓練を実施することが義務づけられております。役場庁舎につきましては、本年３月１８日に防火訓練を実施しました。また、職員で組織する自衛消防隊は、毎年自衛消防訓練大会に出場しています。

その他の公共施設では、６月に中央公民館、７月に農業構造改善センター及び活き活きふれあいプラザなごみ・やすらぎが、それぞれ訓練を実施し

ております。今後も各施設の消防計画に基づいた教育訓練を実施し、防火意識の高揚と火災発生時の初期消火技術の向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○**藤野幹男議長**　次に、小項目（３）の学校等の教育・保育施設の公共施設の防災訓練状況についてを、小林こども課長、お願いいたします。

○**小林一好教育委員会こども課長**　それでは、質問項目１の小項目（３）学校など教育・保育施設、その他公共施設での防災訓練の状況を伺うにつきましてお答えをさせていただきます。その中の学校など教育・保育施設の防災訓練の状況につきましてお答えをさせていただきます。

最初に、学校・幼稚園の状況でございますけれども、各校・園とも各学期に１度の訓練を実施しております。

次に、訓練内容ですが、火災発生を想定しての避難訓練、地震発生から火災発生を想定した訓練などとなっており、救助袋による避難訓練なども実施しております。それらの訓練に付随して消防署のご指導、ご協力をいただき、なまず号による地震体験、煙体験などの体験活動も実施しております。また、小学校においては、保護者の参加を得て児童の引き渡し訓練も行っております。

次に、保育施設でありますが、町内には４園の保育園がありますが、各保育園とも各園の実態に即して訓練を実施していると伺っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○**藤野幹男議長**　金丸友章議員。

○**3番（金丸友章議員）**　まず初めに、町の総合防災訓練が、今の報告ですと、答弁ですと、13 年以来9年ぶりということでございますけれども、実施の計画においてはどのような回数、年数になっておりましたか。そこの確認と、それから9年ぶりという事情についてなぜなのかということで、どういう事情なのかということで質問をしたいと思います。

　また、要援護者の救済対策などについての今後課題ということでございます。これにつきましては、問題点等を精査されまして、課題に取り組んでいただきたいと思っております。

　次に、自主防災組織の訓練でございますけれども、年1回の訓練を予定しておるということでございまして、11 月 28 日には七郷地区の防災訓練、これが実施されました。他の防災組織の実施状況等、七郷が一番最初に立ち上がったということで進めておりますけれども、他の防災組織についての状況をお伺いをしたいと思います。

　また、一番最初の質問になりますけれども、町での隔年での開催を考えておるということでございますので、先ほどの9年ぶりという状況を踏まえて、この隔年での今後の展望といいますか、それが確実なものになるのかというところでお聞きをしたいと思います。

　また、その中で地区について、重点的な地区はどのように想定されて、順を追ってになるのでしょうけれども、その地区の訓練地区の計画について

もお伺いをしたいと思っております。

次に、ふれあいプラザなごみ・やすらぎの訓練を実施しておるということでございますが、この参加者の状況につきまして、職員の……

〔「ちょっと。（1）から順番に進めていただきたいと思いますが」と言う人あり〕

○**3番（金丸友章議員）**　わかりました。

○**藤野幹男議長**　では、（1）だけ。それで済んだら2番をお願いします。

それでは、答弁を求めます。

安藤総務課長。

○**安藤　實総務課長**　最初に、総合防災訓練、町が行う総合防災訓練のことでございますけれども、今回９年ぶりの訓練というふうなことになったわけでございますけれども、この間「地域防災計画」の改定というのがございました。これは、これまでの地震の発生のこの予測をしていた地震が大幅に県のほうで改定をされたというふうなこともございまして、県下一斉に見直し作業を行いました。嵐山町におきましても19年度に実施したわけでございます。

その新しい地域防災計画では、総合防災訓練につきましては必要に応じて行うというふうな計画になっておりまして、３年に１回とか２年に１回とか明示はないわけでございますけれども、今後のこととしては隔年で実施をしたいというふうに考えております。

この間の９年というのは、我々とすれば、計画をしながら実施をしたいというふうなことでは考えておったわけでございますけれども、これ以外の訓練以外のさまざまな防災上のことがございまして、防災計画をつくることもそうですし、避難所の看板の設置ですとか、それ以外の防犯の対策の事業ですとか、職員が皆兼ねているものですから、違うところに力を入れてして、こちらの訓練のほうまで手間が回らなかったというのが実情でございまして、その点については深く反省をしているところでございます。今後につきましては、ただいま申し上げましたように隔年で実施をしたいというふうに考えております。

それから、要援護者の課題というふうなことでございますけれども、今回避難者を、参加した自主防災会が5つございました。その総世帯数が2,000世帯です。これの防災訓練の実施に当たりまして、関係する防災会の会長さん等と会議を重ねまして、大体15％の参加を見込もうというふうなことで、そうしますと大体300というふうなことであったわけでございますけれども、当日実際に参加していただいた実数につきましては400人ご参加をいただきました。この中で区長さんに、防災会の会長さんに参加人数と合わせて、行方不明者、それから負傷者、ある程度訓練でございますので、想定していただいて報告もいただきました。

その中で、形の上だけですけれども、行方不明者が8人、負傷者が14人というふうなことで、そういうふうなこともここに頭に置きながら、訓練の中

で実践的な訓練を行ったわけでございますけれども、実際には想定をしてだけ数の上での話でございまして、実際にはそういった負傷者の救出活動ですとか、あるいは寝たきりの方の避難誘導活動とか、そういったことにまでつながらなかったということでございまして、それは今後訓練を積み重ねる中で、より実践的な訓練の内容にしていきたいというふうに考えております。

それから、自主防災組織の関係でございますけれども、今年の４月をもって、町内全域に12の自主防災組織の設立ができました。今この自主防災組織は、その自主防災組織における防災計画というのを定めまして、任務分担ですとか、あるいは訓練の計画ですとか、資機材の整備ですとか、防災計画にのっとってそういうふうなものを、これから計画にのっとって進めていくわけでございまして、今緒についたばかりというのでしょうか、今始まったところということで、七郷についてはこれまで何回か訓練してきておりますけれども、他の防災会についてはこれからというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○**藤野幹男議長**　金丸議員。

○**3番（金丸友章議員）**　非常に大がかりな事業、訓練でありまして、職員数からいっても大変な負担にもなりますけれども、人命にかかわる訓練でございますので、ぜひ大変とは思いますが、隔年ということで実施をお願いをしたいと思います。

続きまして、3番の質問になりますが、この施設等の訓練でございますが、中央公民館、農業構造改善センターと、その他で行っておるという報告でございますが、この参加者の実態について、ここの職員等は実際に役割分担等が決められておるのではないかと思いますが、通常、利用者等が参加しての実態であるのかどうか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○**藤野幹男議長**　それでは、答弁を求めます。

安藤総務課長。

○**安藤　實総務課長**　町の公共施設、一定規模以上の公共施設、これは1,000 平方メートル以上、それから不特定多数の方が集まるような場合は、1,000 平方メートル以下であっても 30 人以上が集まるような施設、これにつきましては、消防法に基づきまして消防計画というものをつくることになっております。その消防計画におきまして防災訓練が、それぞれの施設の消火訓練が位置づけられておりまして、今申し上げた各施設について、嵐山町で行われたような総合防災訓練的な消火訓練を実施したということではなくて、その計画に位置づけられた、そこに勤務している職員を中心に、例えば消防署への通報訓練ですとか、あるいはその職員の非常の持ち出しの訓練ですとか、そういったごく簡単な訓練をやったということでございまして、そこを利用する町民の方と一緒に訓練をやったということではなくて、その施設に勤務する職員が中心となって訓練を実施したというふうな内容でございます。

○**藤野幹男議長**　金丸友章議員。

○**3番（金丸友章議員）**　すみません、学校関係の質問もございますので、ただ、今の施設の訓練でございますけれども、非常時どのような状態で発生するか、火災、地震等が発生するかわかりませんので、理想的なことを言いますと、その日常の形態で利用者がおられる状況の中で協力をいただいてということが理想的ではないのかなと思いますが、そこのところを検討していただければと思います。

　続いて、学校等での訓練の状況でございますが、報告の中で、小学校においては保護者の参加を得て、児童の引き渡し訓練もということでの報告を受けました。私もこの点、実情がわかりませんでしたので、やはり保護者の参加ということが非常に重要ではないか。子供と一緒にこの訓練を行うということ、こういうことが必要ではないかと思っておりました。

　幼稚園においても、その状況に応じまして、できるだけ保護者の参加、子供と一緒にこの訓練を、子供にしては親と一緒に訓練をするということが必要ではないかと思っておりますので、幼稚園についても、児童、保護者の参加ということについて検討をいただけるかどうかをお聞きしたいと思います。お願いします。

○**藤野幹男議長**　答弁を求めます。

　小林こども課長。

○**小林一好教育委員会こども課長**　幼稚園、保護者等の参加ということです

けれども、ご承知のように、幼稚園につきましては基本的にバスでの送り迎えという形になっておりまして、そういう意味では、小学校の場合には引き取って、そのまま保護者が連れて帰るというふうな形になるわけでございますけれども、幼稚園の場合はバスを利用しての通園という形になっております。そういった中で、今お話がありましたように、保護者が参加して、こういった訓練がどのようにできるのかどうか、園のほうとちょっと相談をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○**藤野幹男議長** 金丸友章議員。

○**3番（金丸友章議員）** 続きまして、第2の項目の嵐山まつりにより多くの町民の参加可能な状況、条件整備についてとの質問に移らせていただきます。

11 月の7日、文化展は6日からでございますが、開催されました嵐山まつりは、多くの人が集い、盛大に開催されましたけれども、女性教育会館を中心とした会場は地理的に南東部に位置して、周辺、特に中北部地区からは交通手段に支障のあるお年寄りなどは、まつりを楽しむ機会が持てないのではないかなと思われます。当日、特別便のマイクロバスなどによる便宜等の対応が考えられますが、この点をお伺いをいたします。

○**藤野幹男議長** それでは、答弁を求めます。

小項目（1）について。木村企業支援課長。

○**木村一夫企業支援課長** お答えいたします。

質問項目2の小項目1、交通手段に支障のあるお年寄りなど、特別マイクロバスなどの便宜等の対応についてお答えいたします。

嵐山まつりの今までの経過について説明しますけれども、嵐山まつりは、第1回が昭和56年に菅谷中学校のグラウンドで開催され、平成16年まで菅谷中学校で行ってまいりました。平成17年度からは国立女性教育会館に会場を移動し、今年で開催回数が29回となり、回数を重ねるたびに来場者も増加しているというもので、今年も盛大に開催することができました。

お尋ねの交通手段に支障のある方、また特別マイクロバスなどの便宜等の関係ですが、まつりを開催する予算を考えますと、現段階では難しいと考えております。また、会場をどの場所に変更しても交通手段の問題があると思います。

まつり事務局としては、交通手段については、隣近所で交通手段のない方に声をかけ、助け合ってご来場してもらえればと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○**藤野幹男議長**　金丸友章議員。

○**3番（金丸友章議員）**　すみません、私、この小項目にも先ほど質問すればよかったのかもしれません。申しわけございません。

○**藤野幹男議長**　いいですよ、1番やってからお願いします。

○**3番（金丸友章議員）**　今答弁を受けまして、非常に当然これ予算のかかることですし、人員的な配置の問題もあるかと思いますけれども、いわゆる

今文化活動の拠点といいますか、これがふれあい交流センターも新しくつくりかえられまして、どうしても地理的に中央部にそういう活動が拠点が集中しているということ、状況があります。町民がひとしく、日常的に文化活動の施設や、また夏祭り、嵐山まつりなどの催しに気軽に参加してもらうためには、やはり嵐山まつりもそうですけれども、遠隔地の住民のための足となる交通手段を提供することが必要ではないかと、このように思います。今後このようなお祭り等に関しまして地域の方の需要の実情等を調査して、検討していただくということになればと、お願いをしたいなと思っております。デマンド交通等の計画もありますので、そういう交通施策も含めまして、この文化活動の拠点について検討を進めていただければと思う次第です。

　次に、町内の施設、病院などの入所者にも芸能大会などを楽しんでもらうことができないか、非常に女性教育会館の講堂での催し、これ非常にいろんなさまざまなバラエティーのある催しが展開されていまして、本当に楽しむことが、特にお年寄りなんかは一つの楽しみがふえるのではないのかなという気がいたします。出場者にとっても、より多くの方に見ていただきたいなという思いもあるのではないかと、そういう両方の面からもこのような何か方策はないか、これをお伺いをしたいと思います。

○**藤野幹男議長**　今２番に入りましたね。

○**3番（金丸友章議員）**　はい、２番です。

○**藤野幹男議長**　それで、ではさっきの地域との実情を考えてということだけ

を答弁求め、それであとの分は健康福祉課長に答弁させていただきます。

○**3番（金丸友章議員）**　はい、わかりました。

○**藤野幹男議長**　よろしくお願いします。

○**3番（金丸友章議員）**　はい。

○**藤野幹男議長**　では、答弁求めます。

　木村企業支援課長。

○**木村一夫企業支援課長**　そもそもまつりということなのですけれども、予算も今年度についても 50 万円ぐらい減額になってやっと執行したということで、予算についてもいろいろ絡みますので、今後そういう予算関係だとか、祭りの 12 月の 16 日には部会、本部の反省会という会議も持ちますので、そういう中で話を出してみるというようなことを考えていきたいと考えております。

　以上です。

○**藤野幹男議長**　次に、小項目（2）について、岩澤健康福祉課長お願いします。

○**岩澤浩子健康福祉課長**　質問項目2の小項目の（2）町内の施設・病院などの入所者にも、芸能大会などを楽しんでもらうことができないかにつきましてお答えをいたします。

　ご質問の町内の施設や病院に入所等されている方が、嵐山まつりに参加いただいているか把握しておりませんでしたので、武蔵野ユートピア、らんざん苑、ひだまりの丘の町内3カ所の高齢者施設に伺ってみましたところ、

１カ所は参加をしていないということでしたけれども、他の２カ所につきましては、毎年希望者を募って参加をしていただいているとのことでございました。

　障害者施設につきましては、町内のほとんどの施設が嵐山まつりの福祉部会に加わっていただいておりまして、模擬店等を出店していただいている中で、軽度の方につきましては参加をしていただいているところでございます。

　また、病院に入院されている方につきましては、治療中ということもありますので、外出、外泊可能な方につきましては、ご家族が対応されているのではないかというふうに思っております。

　いずれの施設におきましても、移動用の専用車両で無理のない範囲でご参加をいただいているようでございます。

　また、それぞれの施設が季節ごとの行事や外出等を組み合わせながら、単調な生活にならないよう工夫をされているとのことでございました。

　以上、答弁とさせていただきます。

○**藤野幹男議長**　金丸友章議員。

○**3番（金丸友章議員）**　それでは、質問3に移らせていただきます。

　戦後強制抑留者特別措置法対象者の把握についての質問でございます。

　戦後強制抑留者の問題につきましては、河井議員が長年携わっておられる問題でもございますが、本日は浅薄の身ではありますが、私が質問を

させていただきます。私の質問項目の中で、史実につきまして、これをご存じかと思いますけれども、少しこの法案の成立に至った経過をこの質問においてはどうしても整理しなければならないと思いますので、若干述べさせていただきたいと思います。

今年の夏、65 年を経て、戦後の歴史のけじめが一つつきました。本年6月の 16 日、衆議院総務委員会に引き続き、本会議で戦後強制抑留者特別措置法案が満場一致で可決され、即日公布、施行されました。

歴史的には、1945 年の8月の 15 日、日本が無条件で受諾したポツダム宣言の第9条には、「日本国軍隊は、完全に武装を解除せられたる後各自の家庭に復帰し、平和的且生産的な生活を営むための機会を得しめらるべし。」と明記してありましたが、同年8月の 23 日、スターリンはソ連内務省に向けて 50 万人の日本人捕虜を捕虜収容所に収容しなければならないという 9898 号指令を発して、これにより中国大陸にいた日本兵捕虜をソ連邦 2,000 カ所の収容所で、森林、鉄道、坑道、炭鉱等の強制労働に従事させる強制抑留が開始されることになったわけでございます。

こうして「ダモイ・トーキョー（東京に帰国する）」という言葉を信じて連行された地はシベリアでありまして、日本兵が見た海は日本海ではなく、バイカル湖であったということでございます。1997 年の政府回答によりますと、抑留者 57 万 5,000 人、このうち死没者が5万 5,000 人、最初の1年で約半数2万 5,000 人が亡くなったと、そういう強制抑留者が生まれることになり

ました。

　そこで、今回制定されました特別措置法の内容でございますが、目的としまして、「戦後強制抑留者が、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下、強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられたことなど、特別の事情にかんがみ、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するため、特別給付金を支給するもの」で、対象者としまして、「昭和20年８月９日、旧ソ連の参戦に伴い、ソヴィエト社会主義共和国連邦、モンゴル人民共和国の地域で強制抑留された方で、平成22年６月16日に日本国籍を有する存命の方」とあります。

　支給開始は、既に10月の25日から始まっております。請求期限が約２年後、24年の３月の31日。

　ここで請求方法がございます。この事業の窓口としましては、平和記念事業特別基金が、ここが事業を受けますけれども、今までこの基金から特別慰労品、旅行券、万年筆、時計等、そんなようなものを受け取っておられる方は基金から通知が行きますけれども、受け取っておられない方もいらっしゃる。その方は基金に、その方から通知する必要があるということでございます。

　そこで、小項目（１）の質問で、本町での強制抑留された方の把握がされているのかをお伺いをいたします。

　引き続いて小項目（２）の質問になりますけれども、そこで今話しました問

題は受け取っておられない方、基金から通知が来ない方、その方は連絡する必要があるのでございますけれども、今その方たちがどういう状況であるかということでございますが、1950 年に日ソ共同宣言によって本格的に抑留者の帰国が開始されました。総計で 47 万人帰還ということでございました。56 年、5年かかりまして、1956 年、最後の引き揚げ船が舞鶴港に、抑留されてから 11 年後でございます。いわゆる引き揚げ船で帰って、最後の引き揚げ船が帰ってこられたのが 11 年後ということでございます。これ、町長もよくご存じの帰り船でございます。

そこで、そのいわゆるソ連邦から帰還した方、元兵隊の方たちは、ひっそりと静かに暮らしておられました。そこには意味がありますけれども、この間、22 年ほどたったときに、よくニュースで北方の、北洋漁業でソ連に拿捕された人に国が補償金を出しておるということが事実でありまして、そこでその方たちの疑念が生じたわけでございます。

よく調べてみますと、国際法のジュネーブ協定では、戦争の捕虜に対する労働賃金の補償が明記されておりました。この点、南方戦線の帰還兵、イギリス、アメリカ等の連合軍の捕虜の帰還兵は、きちんと現地で労働証明書が渡されて、日本に上陸した時点では、労働省の役人が港で日本のお金を、円を渡して払っておる。

一方、ソ連からの帰還者は、ジュネーブ協定に基づく労働証明書が発行されないまま、したがって、労働対価は未払いのままということでございまし

た。

　ただ、今のロシアの資料には、きちんとその労働の状況がきちっと記録されておるということでございます。

　こういう中で、1979年に入りまして、国にその補償を求めようということから、全国抑留者補償協議会、全抑協が14万人をもって発足しました。それから、81年に裁判所に補償給付提訴を行いまして、16年後、最高裁は、これは立法で解決する問題であるということで、この訴訟は敗訴になったわけでございます。

　それから、立法に働きかける運動が展開されて、それから約30年たった。あわせて今年65年を経て、ようやく本法が成立いたしましたけれども、今や対象者は平均年齢が88歳、先ほどの引き揚げされた方が47万人でございますが、現在生存者が7万人で、１日に2人亡くなっていかれるというような報告もあります。

　先ほど結成された全抑協は、当初最大17万人おった会員が今は1,000人になっておるというようなことを考えますと、一刻も早く本措置法を対象者に伝える努力をしなければならないのではないかと思っております。

　この点、町として丁寧な周知に努めていただきたいと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

○**藤野幹男議長**　それでは、答弁を求めます。

　岩澤健康福祉課長。

○**岩澤浩子健康福祉課長**　質問項目の3の小項目の（1）本町での強制抑留をされた方の把握につきましてお答えをいたします。

　シベリア戦後強制抑留者に係る特別給付金の支給事業につきましては、議員さんもご案内のとおり、独立行政法人平和記念事業特別基金が行っている事業でございまして、過去にも特別慰労品の贈呈が行われております。今回も、基金から町に対しまして、支給事業の実施のお知らせ、広報依頼、問い合わせがあった場合の協力要請などが来ておりますが、特別給付金の請求は町を経由せず、ご本人が直接基金へ請求することになっております。

　また、対象者のリスト等につきましても、町に送られてきておりません。

　先日、基金へ本町の対象者数につきまして問い合わせをいたしましたところ、不明というふうな回答でございました。したがいまして、対象者につきましては把握していないというのが現状でございます。

　続きまして、質問項目3の小項目の（2）特別給付金を受けていない方への周知につきましてお答えいたします。

　今回の対象者は、これまで独立行政法人平和記念事業特別基金が行ってきた事業の対象者と同様となっておりまして、過去の事業で請求された方につきましては、請求書類等が直接ご本人に送られております。未請求の方につきましては、先ほども申し上げましたとおり、対象者が把握できておりませんので、個別の対応は難しいと考えております。

基金のほうでも、新聞ですとかラジオ等を通じまして広報を行うようですが、請求の期限が平成24年3月31日となっておりますので、町でも何回か広報してまいりたいというふうに思っております。

また、町民から該当になるかどうかの照会や請求書の書き方等の問い合わせがありましたら、基金へ確認を行いながら、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○**藤野幹男議長**　金丸友章議員。

○**3番（金丸友章議員）**　拘留者の把握については、本町に限らず、他町でも非常に公な証明といいますか、把握はされておらないというような状況のようでございました。特に、まだ基金に登録されていない方については、これはほとんど本人が請求しなければ、この恩恵には受けられないわけでございます。

そこで、小項目（2）でございますけれども、丁寧に周知をしていただきたいという、先ほどのような状況でございますので、お願いをしたいと思っております。

この12月の嵐山広報には、3ページに戦後拘留抑留者の皆さんへということで、この特別給付金が請求が受け付けが始まったということで記載をされておりまして、ゆうべ、私のほうには、まだ回覧物として回ってきておりませんでしたので、確認をさせていただいたところでございます。

ただ、この広報、24 年の３月までございます。そういうことで、ご高齢の方がほとんどだという状況もありまして、ぜひこれは引き続いて、一人でもこの嵐山町で漏れることがないように、ぜひこれらの今までのご苦労を考えますと、一人でもそういう方がないようにしていただきたいなと、しなければならない、そのように思っておりますので、ぜひまた、個々家庭に回ります回覧板など、これらはほとんどご家族の方が、ご子息が目を通すとか、またはお孫さんが気がつくとか、そんなようなこともあろうかと思います。また、あらゆる機会を通して、いろんな団体等に呼びかけていただくことが必要ではないかと思います。この点について町の考え、もう一度お聞きしたいと思います。

○**藤野幹男議長**　答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○**岩澤浩子健康福祉課長**　ただいま金丸議員さんからお話ありましたように、12 月の広報で、１度広報のほうをさせていただいたわけですが、確かに全員の方が広報を見られるわけではございませんし、ご家族の方の中で、なるべく気がついて、全員の方、一人も漏れることのないようできるように、ほかの方法ができないか、まだ期間がございますので、検討してみたいというふうに思っております。

以上です。

○**藤野幹男議長**　金丸友章議員。

○**3番（金丸友章議員）** 第4番目の質問に入ります。

ふれあい交流センター工事の進捗状況についてでございますが、現在、ふれあい交流センターの工事も解体、それから基礎工事と順調に進んでおられるようですけれども、この間を通しまして、工事の進捗と設計、仕様の変更がありますかどうか、お聞きしたいと思います。

また、小項目（２）の質問としまして、今後完成した時点で、施設利用料の変更がありますかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○**藤野幹男議長** それでは、答弁を求めます。

大塚生涯学習課長。

○**大塚　晃教育委員会生涯学習課長** それでは、答弁させていただきます。

質問項目４の小項目（１）ふれあい交流センター工事の進捗と設計、仕様変更の有無についてお答えいたします。

初めに工事の進捗状況ですが、解体工事は旧役場庁舎及び鉄骨倉庫の解体、内部の撤去が完了しております。

コンクリート工事は増築部分の基礎コンクリートを 11 月 11 日に打設を完了しております。

鉄骨工事は、北側、東側の増築部分の鉄骨建て方まで完了しております。

耐震補強工事は１階に耐震ブレースを設置し、２階、梁の鉄骨補強工事まで完了しております。

電気設備工事は、基礎配管スリーブまで完了しております。

機械設備工事は、基礎配管スリーブまで完了し、外部と土間の配管を現在施工中です。

外構工事は、南側擁壁のコンクリートを11月17日に打設し、雨水配管工事、埋め戻しまで完了しております。

仮設工事は、外部足場を組み立て中です。

工事全体の進捗率は約22%で、ほぼ順調に進んでおります。

次に、設計・仕様変更の有無についてですが、確認申請の指摘に伴う変更、要望に対応するための変更、現場の打ち合わせでの変更などがあります。

次に小項目(2)施設利用料の変更の有無についてお答えいたします。

現在、嵐山町公民館設置及び管理条例、嵐山町勤労福祉会館設置及び管理条例の中で使用料については定められております。

今後、この2つの条例を廃止し、使用料については、(仮称)ふれあい交流センター設置及び管理条例を制定する中で検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○**藤野幹男議長**　金丸友章議員。

○**3番(金丸友章議員)**　今のご回答でございますけれども、工事の進捗、仕様等の変更、設計・仕様等の変更の回答の中で、要望に対応するための変更等があるという答えでございますが、具体的にどのような変更がありまし

たか、また検討されておりますか、お聞きしたいと思います。

次に、使用料等の問題でございますが。

○**藤野幹男議長** （1）からやってください。

○**3番（金丸友章議員）** 失礼しました。お聞きしたいと思います。

○**藤野幹男議長** それでは、大塚生涯学習課長。

○**大塚　晃教育委員会生涯学習課長** 要望等による変更があるか、どんなものかということなのですけれども、要望等による変更につきましては、一部申し上げさせていただきますと、ちょっとこちらに図面がないのでわかりにくいかと思うのですけれども、2階の多目的室、こちらのほう、多目的室2Bというのがあるのですけれども、こちらのほうの床をフローリングに変更し、また固定鏡、それから建具等の新設、それからあと2階の男性用トイレを廃止し、現在変更前は女性トイレだったものを男性トイレに変更し、新設するというものがございます。

それから、廊下、フリースペース、トイレ等のダウンライトをLED照明に変更を考えております。

それから、グリーンカーテン用のワイヤー、フックの新設、それから障害者用の音声、標識ガイド装置の新設などを考えております。

以上です。

○**藤野幹男議長** 金丸友章議員。

○**3番（金丸友章議員）** いろんな要望を踏まえて、対応していただくことがわ

かりました。

次に、小項目（2）でございますが、施設利用料の変更の条例を廃止して、これは新たに管理条例を制定ということでございますが、そうした中で、当然この使用料についての言及になるのかなと思いますけれども、これが変更というのは減額になるのか、高くなるのかということですけれども、この点、見通しとしまして、どのような内容になりますでしょうか、お聞きいたします。

○**藤野幹男議長**　大塚生涯学習課長。

○**大塚　晃教育委員会生涯学習課長**　現在の町のほうの公共施設、有料で使用料を定められております。活き活きふれあいプラザなごみ、活き活きふれあいプラザやすらぎ、それから農業構造改善センター、花見台工業団地の管理センター、ステーションホールアイプラザ、町民ホールなど、それぞれ皆使用料有料になっております。こうした施設と余りかけ離れないような均一性がとれるような料金設定になるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○**藤野幹男議長**　金丸友章議員。

○**3番（金丸友章議員）**　ありがとうございました。質問を終わります。

○**藤野幹男議長**　大変ご苦労さまでした。

質疑の途中ですが、この際暫時休憩いたします。おおむね10分間。

休　　憩　午前10時55分

再　　開　午前11時10分

○**藤野幹男議長**　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

◇　渋　谷　登美子　議　員

○**藤野幹男議長**　続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号13番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項1の職員定数管理とこれからの町事業実施についてからお願いいたします。

〔13番　渋谷登美子議員一般質問席登壇〕

○**13番（渋谷登美子議員）**　それでは、13番議員、渋谷登美子一般質問を行います。

まず、職員定数管理とこれからの町事業の実施についてですけれども、（1）です。現在の嵐山町職員定数で嵐山町事業を進めていくには工夫が必要である。専門性の必要な事務については、広域で取り組むことが合理的である場合もある。

例えば図書館事業、文化財発掘調査事業は広域対応で、専門職員の異動を行うことのほうが地域のニーズにも対応しやすいと考える。また、今後地方自治法の改正もありますが、監査事務局の広域対応で外部監査制度

や専門職員を入れることもできます。専門性を持った事業が展開できる。また、DV被害者も増加し、デートDVの課題も大きくなってきており、近隣でのDV相談も必要である。近隣市町村ともに職員定数管理で事業展開が難しくなっていると推測する。広域で対応したほうが合理的であり、公共の福祉の向上が進むものについては、近隣市町村で検討すべき時代が到来していると考える。考え方を聞く。

（2）です。住民サービスのあり方として、例えば狂犬病の予防接種は嵐山町職員が直接受付事務を行う必要はなく、受付事務と予防接種ともに獣医に委託しても支障はないと考える。また、粗大ごみの受付事務を直接小川地区衛生組合に持ち込むことができるシステムの構築で、住民、町ともに事業の煩雑さを緩和することができると考えるが、ほかのものもあると思うのですが、住民サービスのあり方の見直しについての考え方を聞く。

（3）です。来年4月からの学校給食センターの稼働について、基本的な考えを聞く。安上がりなアウトソーシングとして委託先事業者は人件費の削減で利益を得る。非正規労働の拡大と安い賃金労働を拡大するだけで、根本的な解決にはならない。企業ではなく非営利団体に委託するか、ないしは嵐山町において正規職員と非正規職員のワーキングシェアを開発すべきだが、考え方を聞く。

（4）ですね。町が民間委託を行っている事業で働く人の労働条件についての調査は。すみません、1つこぼれていますね。公契約調査はで、その次

が公契約条例を制定すべき時代であるので、制定についての考えを聞くということです。

○**藤野幹男議長**　それでは、答弁を求めます。

　高橋副町長。

○**高橋兼次副町長**　それでは、まず小項目１の広域行政等についてお答え申し上げたいと思います。

　地方公共団体の事務の共同処理については、日常生活圏の広域化、行政需要の高度化、専門家、事務処理体制の効率化等への対応を目的として、これまで幾つかの部門において活用し、一定の成果を上げてきていると考えております。

　しかし、渋谷議員ご指摘のように、職員数の減少により、これまで以上にその必要性は高まってくるのではないかと感じております。

　昨年度、総務省が主管する地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会において検討がなされたというふうに聞いております。事務の共同処理に関しては、一部事務組合や広域連合等の地方自治法に基づくものと、職員の相互併任や協定による地方自治法に基づかないものとがございます。現行制度上において、さらに多くの事務を共同するには課題もあり、新たな仕組みを整備することが必要と結論づけられております。

　新たな仕組みとは、第１に仕組みができるだけ簡便であること、第2に各構成団体の主体性が維持されること、第３に責任の帰属が不明確ではなく、

職員の身分の取り扱いが安定していること、この3つがございます。

町といたしましては、どこの自治体でも嵐山町と同様、定員管理上の問題を抱えているはずでございますので、制度上の整備の推移を見ながら、一部事務組合の今後のあり方を含め、機会を見て構成市町村と協議をしていきたいなというふうに考えております。

続きまして、小項目2の住民サービスのあり方の見直しについてということでございます。具体的に狂犬病と粗大ごみの関係ございましたので、その辺についてお答えを申し上げたいと思います。

狂犬病の予防接種は、狂犬病予防法並びに動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、円滑な事業の推進を図ることを目的とした東松山保健所管内狂犬病予防対策協議会、これは東松山、嵐山等を含めまして1市6町1村の構成区域内の開業獣医師、これは埼玉県の獣医師会員でございまして、保健所で組織をしているということでございますけれども、そこで集合注射の日程を調整し、お互いに役割分担をして実施をしております。

狂犬病予防法により、市町村は申請に基づき犬の登録原簿に登録し、その犬の所有者に鑑札を交付し、予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならないと定められておりまして、町の歳入といたしまして、新規登録料、手数料が 3,000 円、そして注射済票交付手数料 550 円を納入をしていただいております。この事務を委託するということになりますと、相手方の意向ももちろんございますが、公金の収納、また登録台帳を委

託者に提出することによる個人情報の取り扱い等、手続上クリアしなければならない問題はかなりあると思われますので、今後研究してまいりたいと存じます。

なお、県に確認いたしましたところ、県内でこういった事務を委託している例は今のところないということでございました。

ただ、議員ご指摘のように、環境課の職員が交代で１日３人ずつ出ているというふうなことでございまして、これらが一定の条件はいろいろあるかと思いますけれども、委託ができればそれはそれなりの効果も考えられるのではないかなというふうに考えておりまして、今後研究していきたいと思っております。

次に、粗大ごみの受け付けの関係ですけれども、小川地区衛生組合に粗大ごみを直接持ち込むことができないかというご質問でございますけれども、現在の方法に至った経緯を概略ご説明申し上げます。

衛生組合設立当時、昭和 50 年代半ばまでは、住民の方が直接持ち込みをしていたというふうに聞いております。その後、年々個人の持ち込みが増加をし、衛生組合で受け付けが混雑してしまい、トラブルも多く、衛生組合構成市町村の担当者等で協議をし、現在の方法に移行してきたという経緯がございます。これから直接組合に持ち込むには、既にあそこの場所が大変狭隘な土地でございまして、待機場所の確保とか、いわゆる人件費、また各町村からの派遣職員の増員等が必要になるかと存じますが、構成町村

の新たな負担となりますので、なかなか理解を得るのは難しいのではないかなというふうに考えております。

なお、町では住民サービスを考慮し、環境課窓口及び菅谷出張所の2カ所で一般家庭による廃棄物の持ち込み証明書を交付しております。

そのほかいろいろあるかと思うのですけれども、それは住民サービスのあり方を見直しする必要がある事業等については、当然のことですけれども、いい方向で見直しができるものであっては、今後もしていきたいなというふうに考えております。

続きまして、小項目3のワーキングシェアについてです。一般的にワーキングシェアを導入するのは、業績の悪化による正規職員の解雇を避けるための措置、いわゆる雇用維持型、そして雇用機会をふやすための措置、雇用創出型等があるというふうに言われております。

正規職員と非正規職員のワークシェアリングを嵐山町において開発すべきとのことだが、何のためにワークシェアリングなのか、現行制度のもと、公務という職場において導入するには多くの課題があると考えております。

例えば給与体系の問題であります。正規職員と非正規職員とでは給与の決め方も基準も全く異なりまして、どのように系統立てていくかは大きな課題でございます。また、業務領域をどのように明確化するかについても問題がございます。これまでは、町では育児短時間勤務、再任用短時間勤務、任期つき短時間勤務制度を設けたり、嘱託員を採用するなど、多様な働き

方について一歩ずつではございますが、着実に取り組んできております。今後においても、制度構築は可能な範囲内において時代の要請にこたえるべく取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、４番目についてお答え申し上げたいと思います。これについては、以前議員さんからもご質問がございまして、町長のほうから答弁を申し上げたと思うのですけれども、町が民間委託を行っている事業で、働く人の労働条件についての調査ということでございますけれども、調査は行ってございません。また、公契約条例制度についての考え方についてのご質問でございますけれども、３月の議会でも答弁させていただきましたけれども、嵐山町請負契約約款において、請負業者に対し業務従事者に係る労働基準法、最低賃金法等に関する一切の責任について明記をしてございます。条例の制定に関しましては、これまでと同様に労働基準法や最低賃金法の整備が優先されるべきものとして、契約の相手方に対して法令を遵守するよう徹底してまいりたいと考えております。

また、今後国における公契約法の制定の動向にも注意をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○**藤野幹男議長**　渋谷登美子議員。

○**13 番（渋谷登美子議員）**　では、まず一番最初のところからいくのですけれども、一部事務組合、これからいろいろ地方自治法の改正もあって、多分

これからの課題であると思うのですけれども、例えばDVの問題に関しましては、10年以上前から広域で取り組めないかというふうにずっと言っておりまして、そして広域組合でも実際にその話をしているのですけれども、これは実際に全然進んでいないというのが状況ですよね。

例えば検討すると言われながらも、事実上は検討されていかないというのが今の嵐山町とか比企管内の問題であると思うのですね。それで、広域でやらなくてはいけないものというのは、実はあれですか、介護保険の審査と障害者自立支援法の審査だけはそちらのほうに行きましたけれども、もっと積極的にやっていくためには、どのような形をとっていけばよいのかなというのが一つあります。

特に今回図書館のことを取り上げましたのは、現実に図書館では来年の1月からですか、司書はいなくなるのですよね。そして、臨時職員が司書という形で入ってくるというのがこの補正予算の中でわかってきたので、そういった状況の中でいろいろなことが行われていくよりは、実際に嵐山町の図書館もそうですけれども、比企広域で本のやりとりをやっていますし、嵐山では東松山に行っても小川に行っても、それぞれの方が本を借りられるような形になっていますよね。そういったことを考えますと、これは一番やりやすい方法、一番取り組みやすい方法なのかなと思います。

それに関して、仕組みの簡便さと主体性と身分の安定ということですけれども、それぞれ派遣する場合には身分が保障されるわけですよね。職員

の派遣というのは、すみません、ちょっとど忘れしましたけれども、ありますので、すぐできると思うのです。

主体性に関しましては、嵐山町とか小川町とか、それぞれの図書館でそれぞれ主体的な事業をやっているわけで、それにかかわっていただければよくて、逆に言えば図書館の司書の人たちが、嵐山町の職員の中に何人入っていらっしゃるかわからないのですけれども、司書であった方たちが今嵐山町の図書館ではない形で仕事をしていて、ほかの嵐山町の仕事を覚えるという形でいいのでしょうけれども、逆に言えば専門性のない仕事というのが、本来持っていらっしゃる専門的な仕事をそこでしないで、嵐山町の職にいるということ自体がどうなのかなと。専門職として、司書として雇用されていると思うのですね、本来は。

そうではない形に回っていくということが問題がありかなと思っていまして、そして司書の方を、専門職として一般職の中に入っている司書の方を嵐山町で新たに図書館に入れることができないで、そして臨時の方を入れていくという形ですよね、雇用を。そして、そういうふうな形でやっていくよりは、図書館自体のいろいろな各図書館でいろいろな問題があると思うのですけれども、それをいろいろな図書館のあり方というものを、嵐山町の図書館司書の方がいろいろなところに行って覚えていって図書館自体を盛り上げていくのですか。いろいろな図書館事業をやっていくほうが住民にとっては効果があると思うのですけれども、これは一番可能なやり方ではないかなと思うの

ですけれども、どのような形で、それは町がどう感じるか、ほかの市町村がどのように考えていくかということが一つあるのですけれども、文化財の発掘事業もそうだと思うのですね。監査事務局も特にそうで、監査に関しては嵐山町の議会事務局に今度からやってくるわけで、これは本当は、本来ならばやってほしくないことなのですけれども、やってくるわけで、そうではなくて、実際に監査事務局を広域で持っておけば、監査に関して職員がそれぞれの専門的な職員を１人つけていろいろなことができると本当に細かい監査もできるわけで、そういったことができない今の現状というのが地方自治という財政を悪化させている一つの原因ではないかなと思うのですけれども、では具体的にどのような形で働きかけていくか。これは町になりますので、比企広域組合の理事者としてはどのような形でお考えになるのか。それとも、例えば協議会みたいな形でやっていくとか、いろいろな方法があると思うのですけれども、そういった形をもう解決していかないと今の現状では、これは国のほうは職員定数の管理をしていくわけですから、そういうふうに言われていながら、そして嵐山町で実際に職員定数をふやしていくことができない状況の中にあってやっていかなくてはいけない大きな課題だと思うのですけれども、検討するという形ではなくて、どのような形で検討していくか。そのことについて伺いたいと思います。

○**藤野幹男議長**　答弁を求めます。

　高橋副町長。

○**高橋兼次副町長**　お答え申し上げたいと思います。

　先ほど申し上げましたように、国全体の中でも今後、その辺の広域行政をどうしていったらいいかというふうな研究会が設置をされて、その中で今幾つかお話がございました監査のことだとか、公平委員会のことだとか、そういうものは広域でやったらどうかとかというのもその提言の中に出されているようです。ただ、それはなかなかそれぞれの自治体、いわゆる広域を取り巻く状況というのはいろいろあるわけでございますから、そういうのは研究が始まっているということは、国全体でも流れとしてはそっちの方向に行くのかなというふうには基本的に考えております。現在比企広域でやっております事務は、今までやっていたものも大分終了してきまして、先ほど議員お尋ねの介護認定審査会、これは今広域でやっております。そのほか斎場の関係、そして消防と。そのほかに幾つかあったのですけれども、それらは全部今終わってきております。したがって、今後広域としてどういう事務を行っていったらいい、広域そのものを維持していくには、今のままで事務的な量というのが私も少なくなってきて、広域をこれから存続していって云々というのまで考えざるを得ないかなというふうには思っております。したがって、今おっしゃるように、広域の中でこういう事務についてはまとまってやっていけばいいだろうとか、そういうのは当然検討しなければいけないかなというふうに考えております。いずれにしても、今いきなり嵐山がどうだということはできません。したがって、当然広域の担当課長会議というのがございますから、

嵐山町のほうから今こういう話も出ているので、今後の幾つかの課題について相談を、事務レベル的に相談していくのがまず最初の考え方かなというふうに思っています。いずれにしても、一つの流れとしてそういう方向で今後進んでいくというのは間違いがないかなというふうに考えております。したがって、個々の事務事業どうなるかというのは、いろいろ課題もございますので、とりあえずはまず、広域の担当者会議等でこういう話もあるのだけれどもというようなこともまず一つやっていくのが、まず最初かなというふうに考えております。

○**藤野幹男議長**　渋谷登美子議員。

○**13 番（渋谷登美子議員）**　事務レベルの担当者会議というのは、どのくらいの割合で行われるのでしょうか。今、広域議会は年に2回ですよね。年に2回で、年に2回しか広域担当者会議がないのであるならば、それなかなか進んでいかない話だなと思うのですけれども、その点について伺います。

○**藤野幹男議長**　答弁を求めます。

高橋副町長。

○**高橋兼次副町長**　今までは当然定例会を前にして担当の課長会議があるし、我々の調整委員会というのもございまして、それで管理者会議にかかると。ただ、個別案件が、今度はこういうことについて研究していこうというものが出ていけば、それは必要に応じて開催をしていただくのはやぶさかではないのかなというふうに考えております。

○**藤野幹男議長**　渋谷登美子議員。

○**13 番（渋谷登美子議員）**　それでは、これは必要に応じての部類に入るのかどうか伺いたいと思います。

○**藤野幹男議長**　高橋副町長。

○**高橋兼次副町長**　先ほど申し上げましたように、国で今研究会というのが一つの結論が出ておりまして、そういうものをまずそれぞれの町村の、いわゆる共通認識というのですか、その辺から入っていくには、やはり担当者の課長の会議というのが最初なのかなと思っています。したがって、今こういう状況を広域の会議の中で、まずこういう問題がありますよというものをちょっと提言をさせていただいて、今後検討を重ねていきたいなと思っております。

○**藤野幹男議長**　渋谷登美子議員。

○**13 番（渋谷登美子議員）**　では、次に移りまして2番目の問題なのですけれども、私が一番、これは環境課の事務が余りに煩雑で政策のほうに行かないので、これを2つとりあえず挙げてみたのですけれども、狂犬病のほうに関しては難しいというふうな形ですけれども、でもこれは逆に言えば、この仕事は、これこそ本当に嘱託員とかそんな形でもできる話で、そうすると環境農政課に今度移っていくわけですよね。それに関して言うと、この部分だけ別部門的な仕事にできるのかなというふうに考えるのですけれども、いかがでしょうか。

　それと、粗大ごみの受け付けなのですけれども、今までの流れを置きま

すと、そうすると各地域でやってきたということでなっているようですが、現在でもやはりトラブルが多く、あっちに持っていくとトラブルが多いのかなというふうに感覚はあるのですけれども、逆にあちらに持っていって処理をしていく形のほうが一括処理できて、向こうのほうで一人職員あるいは非常勤職員体制をとれば、そちらのほうが簡単になるのではないかなと思うのですね。住民のほうは何しろ、あれですよね、1遍嵐山町に行って、そしてチェックをしてもらって、そして持っていくわけですよね。その煩雑さというのは結構あると思っているのですね、私は。それを考えますと、向こうに行って済ませることができれば、そのほうが町民にとっては楽なのですよね。それを考えますと、これは小川地区衛生組合のほうで考えていただくべきことではないかなと思うのですけれども、小川町のほうは5町村ですけれども、5町村でも何か窓口対応がいろいろなのだそうですね。小川町だとすごく、すっと簡単に、はいという形で、名称、名前を出せばすっと判こがもらえるのだけれども、嵐山町の場合は全部一つ一つチェックして持っていくというふうになっているのですけれども、それで、東秩父とかときがわとか滑川とかはわからないのですけれども、かなり違う、対応が町村の窓口によって違うらしいので、そこら辺も含めて一部衛生組合で考えていただけないかと思うのです。

それともう一つ、これこういった住民サービスの直接のあり方なのですけれども、もう少し1遍職員の中でも検討されるべきではないかと思うのですけれども、その検討の機会というのをどこかでつくっていただけないか伺い

ます。

○**藤野幹男議長**　答弁を求めます。

　高橋副町長。

○**高橋兼次副町長**　まず、狂犬病の予防の関係でございますけれども、先ほども申し上げましたように、やっぱり当日、職員が３人出ているということは大変な負担かなというふうに思っております。したがって、いろいろ難しい面はあるかと思うのですけれども、何か、今言った嘱託員だとか、あるいはどこかいいタッグができるのだとかいう方法があれば、それはそれなりの考え方かなというふうに考えております。したがって、ただ、先ほど言いましたように、嵐山町だけでどうだとかいうのもなかなか難しい面もあるのかなというふうに思いますので、その辺については今後研究をさせていただきたいと思っております。

　それと、粗大ごみの関係でございますけれども、先ほど経過を申し上げましたけれども、当初は直接持ち込みをしていただいていた。ただ、その後いろいろ問題があって今のような形になってきているというふうなことでございます。したがって、これをすぐさま、またもとへ戻すというのはなかなか難しいのかなと。ただ、今、議員さんおっしゃるように、各町村において、いわゆる受け付けというのですか、確認の仕方というのがいろいろあるというふうなお話が今出ました。ただ、基本的には、やはりそれぞれの町村が責任を持って、ああ、これならこういう数量で衛生組合へ持ち込んでもいいのでは

ないかなというのは、やっぱりチェックするというのが一般的なのかなというふうに思っています。どこの町が簡単にすっといくとかというのは、ちょっと私も、実際にどうやっているかというのを承知してございませんので、したがって、それらのチェックの仕方だとかいうものに課題があるのだとすれば、それはそれでまた衛生組合としても協議をしていきながら、こんなふうにしていったらどうかというものは、やっていかざるを得ないのかなというふうに思っております。

それと、いろんな今、直接町民と接するサービスのあり方をそれぞれの課が行っておりますので、今、そういうところで、いわゆる研究会というのですか、こういう事務でこういうことをやっておって、こういう課題があるよとかいうのは、当然我々も把握していかなければいけないと思っておりますので、それらについては、そういう会を設けて、ちょっと取り組んでいきたいなと思っています。

○**藤野幹男議長**　渋谷登美子議員。

○**13 番（渋谷登美子議員）**　では、次にいきます。これは、特に学校給食センターの問題から発生しているのですけれども、この問題自体は。私がすごく問題だなと思っていますのは、やはり学校給食センターで民間委託しますと、これは副町長のお話ですと、調理だけを委託するので嵐山町の学校給食の内容には影響がないという話でした。

では、企業がやるとすると、これは企業は調理だけを委託されたら、人件

費でもうけるしかないのです。人件費でもうけるということになると、その人たちの、調理者ですか、具体的に事業を請け負った人たちが安くパートさんを、パートさんになるのだか何だかわからないのですけれども、雇用をして、そこのところで人件費をもうけるというふうな形になっていますよね。そこのところがとても問題なので、この嵐山町で行う場合には、逆に言えば、企業ではなくて、嵐山町がもう一度こういった形の非常勤の職員だけを集めてきて学校給食を行うという形もできるわけですよね。

今の状況ですと、非常勤の職員と正規の職員の方のどのくらいの差があるかわからないのですけれども、責任体制が違うというふうにおっしゃっていますけれども、それを学校給食センターの場合には、正規の職員の方と非常勤の職員の方の職員の責任体系を平準化すればいいわけですよね。そして、非常勤の職員の方にやっていただいて、もし正規の職員を学校給食センターで雇用するのがこのままでは難しいというふうになりましたら、正規の職員ではなく非常勤の職員だけで学校給食センターを経営していく、運営していくというふうなやり方があると思うのです。企業ではない形にやっていく。

それと、もう一つ、非営利団体ですよね。非営利団体ですと、例えば、もうけを考えないわけですから、その人たちだけを雇用して、そしてその中で事務の人と、それから非営利団体のその職員として入ってくる人たちに人件費の部分を渡せばいいという形になってきますので、企業にアウトソーシン

グするという形と違ってくると思うのです。そのことを言っているのであって、その点についての考え方を伺いたいと思うのです。

今回ですと、すみません、ちょっと私ど忘れしてしまったのですけれども、債務負担行為で４,０００万円近くでしたか、５年間で。違いますよね。そこのところがちょっと思い出せないのですけれども、そういうことを考えますと、やはり企業に委託すると、そこで人件費でもうけるわけですよね。だって、人件費しかもうけようがないですから。そこのところが問題であるので、ここの考え方を伺いたいと思います。

○**藤野幹男議長**　答弁を求めます。

高橋副町長。

○**高橋兼次副町長**　今いろいろお話がございましたけれども、基本的には以前からお答えしておりますように、センターに所長を置いて、栄養士を置いて、給食の基本的な管理は町が行っていくと。そして、調理する部門について、これは当然調理するその前に研修があって、後片づけがあるわけでございますけれども、そういう部門を委託をしていくというふうな基本的な考え方です。

それは、この間も申し上げましたけれども、定員管理上の問題だとか、国において公務員としてこういう仕事がどうだとかいうのがございまして、そういう方針に基づいて町としても一定の方向の結論づけをして、それに向かって進んでいるというふうなことでございます。

したがって、まず何が大事かというのは、当然のことでございますけれども、安全なものを安定的に供給できるというようなことでございまして、今、プロポーザルにおいて企業者を募集していこうというふうに考えておりまして、そういう中で幾つかの条件を与えて、それに合致できる企業を選んでいくというふうに考えております。1つは、今1,700食ぐらいでございますから、実績的に1,500食ぐらいの学校給食の調理をやっている企業、そして5年間食中毒を起こしていない企業という幾つかの条件をもとに募集をしていくというふうなことでございまして、今、債務負担行為ではお金のことは契約した金額ということで、具体的な金額というのは出てまいりません。

ただ、我々が考えておりますのは、当然センターに所長がいて、栄養士さんがいて、それから調理の部門ということでございますから、まずその調理部門の責任者を置いていただくとか、あるいは班ができる場合には班長を置いていただくとか、そういうものは先進地でもいろいろやってございます。今、約70ぐらい給食センター、埼玉県で行っておりますけれども、調理部門の委託というのは約22カ所ぐらい現実に行っております。したがって、そういう先進地の事例をいろいろ聞きながら、今、プロポーザルでどういう条件のもとで業者を選んでいっていいかというのを今詳細に検討しているところでございます。

したがって、町の考え方として、今回の方針を決めて、それに向かって今後も進んでいくということでございます。

以上です。

○藤野幹男議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　もう少しこちらをやりたいと思うのですけれども、例えば嵐山の場合、今、公契約条例がないですよね。埼玉県の最低賃金は今750円なのです。嵐山町の給食の人は850円ですか、1時間。850円を最低賃金の750円にすると、そこの部分、労働基準法でいけば最低賃金でいいわけですから、そこの100円の部分は、そこの部分で業者が吸い上げることができるわけですよね。今の話を聞いていますと、嵐山町の民間委託をした、アウトソーシングされているところの実際の労働者の賃金というのは調査していないわけですよね。調査するような方向もないわけですよね、今。そのシステム自体がないわけですから、公契約条例がないので。そうすると、そういうことは簡単にできるわけですよ。そして、そのたびに850円を支払いますと言いながらも750円にしたって、嵐山町はわからないわけですよね。チェックする場がないわけですから。そして、公契約条例をつくった場合は、そうではありませんよというふうな形で申し出ができるわけです、嵐山町に。その差額分を嵐山町が直接その人に払うことができるようなシステムになっていくらしいのです。これはちょっとそちらのほうにかかわってきますけれども、そういうふうな形があって、では事業者というのは1,500以上の事業者で、5年間やっていなくて、そして現在調理部門で埼玉県で22カ所あるというふうに言われていました。では、埼玉県で22カ所あるそのものが、非常勤

の職員の人たちがどの程度入れかわっているかとか、今の段階でそういうふうなことは調査できないですよね。だって、ほかのところも、そういうふうな形の公契約条例をつくっているところがないわけで。この本を、公契約条例が開く公共事業の仕事の可能性という本を読んでいますと、そうすると学校給食の民間委託が一番人の入れかわりが激しい。労働条件がきつくて、実際に給食の調理だけでお金をもうけていくわけですから、ほかの部分でもうちょっとというと、そうすると今度は内容が悪くなっていくわけです。全体的に任せるというふうになると食材の質が悪くなっていくとか、そういうふうな形になってきますよね。

調理というのは、どう考えても、私もそうですけれども、新人の方には非常に難しいものがあると思います。入れかわりが激しいと、半年ぐらいでやっていくと、なれたとしても、すぐ人がかわっていくという形になっていくと、私はやっぱりおいしい仕事が、安全性というのがとれないのかなと思っていまして。たまたまですけれども、この本を読んでいますと、それで民間委託にしたところほど事故が多くて、そしていろんなことが起きていて、人がかわっていくというふうなことがこれには書かれているのですね。これがアウトソーシングの中でも一番問題があるのが、学校給食の業務委託の中で、公共工事ではなくて、アウトソーシングの中で一番問題が出てくるのが、どうも学校給食の問題であるらしいのです。

そうすると、具体的にプロポーザルで行う、プロポーザルの状況というの

は、1,500食の調理と5年間のほかに、どのようなことを出して、そしてプロポーザルの事業者を今募集しているのか伺いたいと思います。ですから、私は、なるたけならば嵐山町と同じ状況であるならば、嵐山町と同じように人を雇用して、時間給850円なり、900円なりで雇用して、1年とか何年間か単位で経験者には経験給というものを積み上げていってというふうな形のことをしていったほうが、よい学校給食ができると思うのです。それを、なぜこのようなことをしなくてはいけないのだろうかと。定数削減の問題はあるとしても、別の方法が考えられると思いますし、そこのところをやっていかないで、すごく学校給食をアウトソーシングしていくというのは安易過ぎるなというふうに感じるのですけれども、その点についていかがでしょう。

○**藤野幹男議長**　高橋副町長。

○**高橋兼次副町長**　お答え申し上げたいと思います。

　全体の流れの中では、民間委託できるものについては、できるだけ民間委託をしていくというのは基本的な考え方です。ただ、それにいろいろ問題があるとすれば、それはどうやって解決しているというのは、個々に具体的にいろいろあるのかなと思っております。

　今、いろいろお話ございましたけれども、いわゆる人件費を企業が云々ということがございました。これは民間の企業ですから、それはそれなりの考え方もあるのだと思います。ただ、こういう給食の調理業務の委託ですから、一定の当然最近だとか、今、現在の嵐山がどうなっているのかというの

は、当然承知をしていただいてプロポーザルに参加をしていただくと。それで、プロポーザルで当然プレゼンテーションですか、そういうようなことも、給食センターをつくるときもやっておりますけれども、そういう中でいろいろ、委員さんの中からいろんな質問ができるのかなというふうに思っております。

今、経験のというお話がございましたけれども、現在、正職員のほかに臨時の給食調理員さんもございまして、それらの方の意向も伺って、今後も考えていきたいなというふうに思っております。

先ほど、どういうことで募集をするのかというふうなお話がございましたけれども、これは今プロポーザルの委員会のほうで検討をしている最中でございまして、先ほど申し上げましたように、1日 1,500 食以上の学校給食センターを運営している経験があること、そして5年間食中毒の事故は起こしていないこと、そして当然のことでございますけれども、平成 21、22 年度の嵐山町の入札の参加資格に届け出があるもの、そして会社の経営が安定し、委託契約、委託仕様書の業務を確実に遂行ができる能力があること、そして調理機器等の安全運転の管理・監視と軽微な機械設備の故障に対応できる社員、いわゆる調理員等の確保がきちっとできること、そういうようなことを幾つか条件に出して募集をしていきたいなというふうに今考えております。

今いろいろお話がございましたけれども、基本的には、先ほど来申し上げましているように、町がきちっと管理をしていくというのは、これは町の責

務でございまして、いろいろの課題があるとすれば、それらはその管理・監督責任の中で、会社に対しても申し上げるべきところはきちっと申し上げていけばいいのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○**藤野幹男議長**　渋谷登美子議員。

○**13 番（渋谷登美子議員）**　私はどうしてもわからないのですけれども、非常勤職員を雇用することで同じことができるわけなのに、なぜわざわざアウトソーシングにしなくてはいけないのか、そこの問題ですね。民間委託にしていくものは民間委託にしていくというのはわかるのですけれども、学校給食というのは、民間委託にしていく本来のものではないと思っています。それをなぜアウトソーシングにしていかなくてはいけないのか、もう一度考え直すことはできないのか。嵐山町で、例えば共同調理場の所長さんがいて、ある程度の経験年数の人たちがいたら、その中で十分管理ができていって、それでやっていけるはずだと思うのです。それが、いきなりなぜ学校給食の全部管理のものも出さなくてはいけないほどになってくるのか、そこのことの企業に出さなくてはいけないような状況のものではないというふうに考えるのですけれども、その点の判断というのはどこであったのか。単純に民間委託できるものは民間委託するというふうなことなのですけれども、学校給食は民間委託できるような単純なものではないというふうに考えているのですね。ですから、よその市町村でやっているから、学校給食も民間委託でいいだろ

う。それは、その部分で賃金をカットできて、そこのところでやっていくからというふうなことになると思うのですけれども、これでは派遣法の問題と同じような問題を嵐山町はここで抱えるということになるのですけれども、なぜ学校給食を民間委託にするというふうに考えて、そして今の条件をクリアする事業者というのは確かにあるでしょう。だけれども、そうではない方向でなぜ考えられないのかということを伺いたいのですけれども。

○**藤野幹男議長**　高橋副町長。

○**高橋兼次副町長**　お答え申し上げたいと思います。

　臨時職員の方、これについては当然地方公務員法の中にございまして、いわゆる日々雇用と、基本的には半年単位、長くても１年というのが基本的な考え方です。

　ただ、なかなかそれぞれの実情があって、そういっていないということで、役所自体が臨時職員でそういういろんな事業をやっていくこと自体は、それはもう問題があるのかなというふうに思っております。できるだけ正規の職員で対応できるものがあれば、それはやっていけばいいのです。ただ、そういうもので間に合わないときに臨時的にお願いするというふうなことでございますので、給食センターの調理というものを臨時職員だけでどうだとかいうことは、全く考えておりません。

　以上です。

○**藤野幹男議長**　渋谷登美子議員。

○13 番（渋谷登美子議員） ちょっと長くなるのですけれども、これは嵐山町の非常勤職員をなるたけ使いたくないと言いながらも、常勤職員の業務量の 22%が非常勤職員ですよね。そしてもって、人件費割合は 16.6%ですけれども、16.6%で 12 億円ぐらいになるのですか、10 億円ぐらいかなと思うのですけれども、それのうちだけれども、それには嵐山町の非常勤職員の金額は物件費として出ていますから、入っていません。そして、人員的には 149 人中の正職員のうち、延べ人数で 93 人が毎日雇用で非常勤職員です。

ですから、副町長が言われるように、現実的には、なるたけ正規職員でやらなくてはいけないと言いながらも、非常勤職員がいなくては成り立たない現状があるわけです、嵐山町自体が。そうすると、そういうふうな形のものは、これからもしかしたら地方公務員法の改正というのが出てくるのだと思うのですけれども、それがどのような案件になってくるのかわからないのですけれども、これはちょっと、今の副町長のご答弁は、現実とは違う答弁ですよね。現実とは違って、そして対応できていない現状の中で何とかやっていこうとするからそんな形になっていって、結局国も疲弊しているし、嵐山町も疲弊しているからそうなってくるのですけれども、それを何も嵐山町の学校給食を民間委託することはなくて、嵐山町でずっと続けていって、そして時期が来て、ある程度の、どうしても地方公務員のワーキングシェアというのが必要になってくると思うのです、今後。今は出ていないかもしれないけれども、それは組合の方が反対するかもしれないけれども、ワーキングシェア

ができなかったら、この嵐山町はやっていけないですよ。そういうふうに考えます。

実際に言われているように、労働量の22%を非常勤職員がやっていながら、そしてなるたけ正規の職員でやっていきたいと言われる。これは現実とは違っていて、それについてやっぱりどのように考えていくかという考え方がないと、給食センターにしてもそうですけれども、私は、何も企業に入ってきてもらって、そこで学校給食を行うということは、そこは問題があるというふうに考えているのですね。だから、人件費のところでもうけていくことを、官製ワーキングプアを嵐山町がこれからもやっていこうとするのはまずいですよ。その点についての考え方なのですけれども、例えば、今、1人当たり時間給850円のものがそのまま継続できるような形、そして経験給として渡せるような形がそこの中で入っていくことが保証できるということがあるのならば、それでもいいのですけれども、その点についての考え方を伺います。

○**藤野幹男議長**　高橋副町長。

○**高橋兼次副町長**　お答え申し上げます。

臨時職員の数のお話がございました。本来の一般事務の臨時職員というのは、ごくわずかです。先ほど議員お話に、たくさんの臨時職員がいると。ほとんどは教育委員会関係です。そのほかは、レセプトの点検だとかいう方もございます。したがって、臨時職員の数が云々だけでは何とも言えないのではないかなというふうに考えております。

　したがって、できるだけ、私が申し上げているのは、正規の職員でできるものについては正規の職員でやっていくのが一番本来の筋でございまして、どうしても、こういう理由があって、この部分については臨時の方にお願いをするというのも当然それぞれの嵐山町でもあるのかなと思っております。

　したがって、臨時職員の数が正規の職員に対しての数が云々というのは、それはそれぞれの事情があって、今のような結果になってきているのかなというふうに思っております。

　今、給食センターの実際の今後調理員さんの時間給がどうだとかいうふうなお話がございました。当然、一定の額を町が設計と申しますか、想定をしていくものはございます。したがって、それは現在の賃金、こういう形で働いておって、年間このぐらい働いてこうなるよとかいうのは、基本的に当然積み上げていくというふうに考えておりまして、それらを参考にプロポーザルの中でどういうふうなお金で出てくるのかというのも、当然の一つの観点になってまいります。安ければいいというふうに私どもは考えておりません。当然ですけれども、一定の額を想定をして、このくらい3年間なら3年間でかかるだろうというものを想定をし、そしてプロポーザルを受けている会社から、これについてはこのくらいかかるよというものが出てくるのかなと思っております。

　したがって、先ほども申し上げましたように、給食センターの所長がいて、栄養士さんがいて、実際に調理部分をお願いするということでございますか

ら、そういう方の賃金と申しますか、いうものも当然町としてもある程度想定をしながら、会社に対して、プロポーザルがあるとすれば、どういうふうに考えているのですかとか、おたくが出してきた積算の根拠はどういうところにあるのですかというものは、当然お尋ねができるのかなというふうに思っております。

したがって、先ほども申し上げましたように、1,500食以上で学校給食センターをやっておって、５年間食中毒を起こしていないという会社は、やっぱりそれなりのある程度の会社になるのかなというふうに思っておりまして、そんなに、今、議員さんご心配のようなことのないように、我々も十二分に今後考えていきたいなと思っております。

以上です。

○**藤野幹男議長**　一般質問の途中ですが、この際暫時休憩いたします。

午後の再開は1時30分からといたします。

休　憩　正　　　午

再　開　午後　1時30分

○**藤野幹男議長**　休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷登美子議員の一般質問を続行いたします。

それでは、質問事項1の小項目（４）の再質問からお願いいたします。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 町が民間委託を行っている事業者で働く人の労働条件についての調査はということでは、調査はしていないということと、それから、公契約条例を制定すべき時代であるが、制定についての考え方を聞くということでは、現在のところ、契約約款の中に労働基準法等の遵守事項が書いてあるということでした。

質問なのは、例えば労働条件について調査をしていないということですと、実際に嵐山町で働いている方が、嵐山町で仕事をしていらっしゃる臨時職員の方よりも賃金が低いとか、最低賃金制度は大抵守られていると思うのですけれども、そういったことがわからないと思うので、町の仕事をお願いしていくということは公契約としていかがなものかと思います。

日本はILO94号条約を批准していないわけなのですけれども、それに向けてのいろんな意見書もあったりして、嵐山町でもたしか公契約法を制定してくださいという意見書は上げたはずなのですね、かつて。そうなりますと、やっぱり公契約条例に向けて制定するまでも、今すぐに制定するというふうな形をもらえないかなと思うのですけれども、入札とか契約制度の改革をしていく委員会はせめて設置していただきたいと思うのですけれども、それを伺いたいと思うのです。

それと、野田市では、去年ですか、公契約条例ができたわけなのですけれども、これは千葉土建というのをすごく一生懸命働きかけてつくったということなのですが、それによりますと1億円以上の建設工事と1,000万円以

上の業務委託契約が対象になって、実際に適正な労働条件によって公共事業が行われているということがあるわけです。これですと、それで実際に請け負った事業者は、普通作業員が時間給が1,330円、一般の運転手が1,550円、これ公共工事になるわけですけれども、1億1,000万円で落としたところなので、そういうふうな形が実際に出てきていて、最低のそれぞれの賃金基準表というのが報告書として出されてくるわけなのですね。報告書として出されてくることによって、初めて、その野田市ですけれども、野田市が落とした契約書の内容が適正に行われているかどうかがわかるわけで、公契約条例で特に重要なのは、どのような契約を行っているか、最低賃金はどれだけであるかということを書かれたものを、事業を受けた事業者側は、それをどこかに張っておいて、そしてそれに適正かどうか、実際に働いている人とか、さらに下請労働者がそうではない場合は、大もと、だから自治体に告発といいますか、申請できて、そうでない部分の差額分を自治体から直接払える形の仕組みにしているらしいのですね。そういうふうにすることで、初めて官製プアというのですか、官製ワーキングプア、そういった官民格差のものが、官によるワーキングプアを防ぐことができるというふうになっています。

　それで、ぜひ嵐山町でも、この入札に当たって、これからの入札に当たって、特に給食センターに関してはそういったものも踏まえてやっていただきたいと思うのですけれども、その点についての考え方を伺います。

○**藤野幹男議長**　答弁を求めます。

　高橋副町長。

○**高橋兼次副町長**　お答え申し上げます。

　入札の改革については、今までもいろんな形で行ってきております。比較的嵐山は進んでいるほうかなというふうに思っております。

　ただ、今お話しのように、公契約条例については野田市云々がございました。私も資料を取り寄せたりして、今一生懸命勉強しております。議員おっしゃる意味はよくわかります。ただ、野田市さんの場合には、何かこう資料調べてみましたら、市長さんそのものが国交省のお役所へ勤めていた方だというふうなことも、特にそういう点詳しかったのですかね。

　したがって、そういう意味では、日本でいち早くつくって、ほかの市なんかでもつくったところもありますし、否決になったところもありますし、いろいろでございます。国でおけば公契約法、自治体でいうと公契約条例ということで、これも前、ほかの議員さんからもご質問があったと思うのですけれども、これも世の流れなのかなというふうには思っています。

　したがって、近々、また労働関係団体と話し合いをすることにもなっておりまして、最近の事情というのがまた一段とこう我々にもわかってくるのかなというふうに思っておりまして、これも以前に答えていますように、今後の一つの課題にさせていただきたいなというふうに思っております。

　野田市の今工事請負等に1億円、そして委託等に1,000万、こういうの

は嵐山に当てはめると、ほとんど今、交流センターについてはそのくらいの金額になっておりますけれども、したがって小さな自治体で始めるのは始めるなりの、やっぱりそれなりの事業規模をどのくらいしたらいいかというのも、また課題もあるのかなというふうに思っております。

県にお尋ねしたところ、今埼玉県では、まだ制定をされていないということでございますので、今後もこれも課題にさせていただきたいなと思っております。

○**藤野幹男議長**　渋谷登美子議員。

○**13番（渋谷登美子議員）**　嵐山ですと、水道事業の請負契約とか、それから今度の学校給食センターは、多分年間でいくと1,000万円以上になると思うのですね。それ以下にならないだろうというふうには感じているのですけれども、そういった形で、実際にすぐすぐもう動く話だと思うのですね。1億円というのも、確かに嵐山でふれあい交流センターがそうですけれども、それから、これからですと体育館の耐震、新しい改修とかがありますと、当然すぐすぐの近々のことですよね。

それ以降は、少ないのかなと思うのですけれども、それをやっぱりやっていかないといけないことで、今後の課題という形ではなく、入札のことを研究して、少なくとも来年度、あるいは新しい段階ではやっていくというふうな形の御返事がいただきたいのですけれども。

○**藤野幹男議長**　高橋副町長。

○**高橋兼次副町長**　先ほどお答えしたとおりでございまして、今、いろいろこう研究をさせていただいていると、もうちょっと時間をいただきたいと思います。

○**藤野幹男議長**　渋谷登美子議員。

○**13 番（渋谷登美子議員）**　次に行きます。

２番目なのですけれども、ふれあい交流センター、南部・北部交流センターのあり方についてです。これ予定されていると、機構改革と書いたのですけれども、機構改革決定しましたので、機構改革でふれあい交流センターとともに、北部・南部ともに地域の拠点として交流センターという名前ではなかったかもしれないのですけれども、位置づけるものですが、里地里山の再生を目指し地域活性化の拠点と位置づける必要があります。

今後地域づくりの中で、この地域センターがどのような役割を位置づけ、どのような手法を予定しているのか伺います。

○**藤野幹男議長**　答弁を求めます。

高橋副町長。

○**高橋兼次副町長**　お答え申し上げます。

ふれあい交流センターの関係でございますけれども、今建設中でございまして、来年の４月オープンを予定しております。仮称でございますので、正式な名前がどういうふうになるかは未定でございますけれども、いずれにしても、新しい年度から公民館を廃止をして新たに交流センターを開設すると。

この当該施設を地域の交流、人づくり、まちづくりの拠点として位置づけていきたいと。第5次総合振興計画を今策定中でございまして、協働のまちづくりというものがかなりのウエートを占めてきております。

したがって、そういう意味の一つの活動の拠点にしていければというふうに思っております。これに合わせて、現在北部にございます農構センター、南部にございます旧鎌形小学校の特別教室と、これらを北部交流センター、そして南部交流センターというふうな位置づけをしながら連携をして今後の各種事業の実施を考えていきたいと思っております。

また、高齢化社会のさらなる進展を見据えて、自助・共助・公助による協働のまちづくりを推進すべく、ボランティアの育成支援、これも重点項目として取り組んでいきたいなというふうに思っております。さらに、より広い視点から施策の検討、事業展開を図ることを、地域づくり、生涯学習の充実を期待してやっていきたいなと思っております。

いずれにしても、今後どう運営していくか、どういうものをやっていくかというのは、これからだなというふうに思っております。以前に、いわゆるいろいろな、例えば生涯学習課、あるいは社協がやっていたり、いろんなところで同じような事業をやっているというようなこともございまして、それらについては調整をする必要があるというので過去に会議等開いております。

したがって、もうちょっと時間がございますので、現実的にどういう事業をどういう形でやっていったらいいかというようなことを少し詰めていかなけれ

ばいけないのかなというふうに思っております。それには、それなりの事業をするには、職員の体制のこともございますので、今具体的にお答えができないかもわかりませんけれども、いずれにしても、せっかくこう、ああいう形で中央のセンターができるわけですから、いかにそれを有効利用していくかというのは大きな課題であるのかなというふうに考えております。

以上です。

○**藤野幹男議長**　渋谷登美子議員。

○**13 番（渋谷登美子議員）**　そうしますと、前回の質問のときには、職員の配置は、施設がふえても望ましいけれども、職員を配置、職員のこともあって難しいということですけれども、北部と南部ともに職員が配置されるというふうに考えて、北部センター、南部センターともに職員が配置されるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○**藤野幹男議長**　高橋副町長。

○**高橋兼次副町長**　そういうことではございませんで、中央の交流センターの組織の充実を考えております。したがって、南部・北部に職員を配置する考え方は今持ってございません。

○**藤野幹男議長**　渋谷登美子議員。

○**13 番（渋谷登美子議員）**　農構センターですと、例えば今は郵便局もあるために人が一応入っていて、農構センターが使えるような形に、人が配置されているというふうな雰囲気にはなっていますけれども、北部の場合、やは

り問題が多いなと思うのは、北部の方でお金の問題ですか、町税とか、そういった納付とかができるようになっていくとか。あるいは、もう少し借りるための便利な状況、そういった形とか、ごみの、それこそあれですよね、今出張所で粗大ごみの受け付けなどを見ていたりしますけれども、そういった形というのは考えられずに、やはりそれは出張所ではなくて、中央部があって、そこから人が配置されて何かを行うときに、そこの場所を使うという形になってくるというふうに考えるわけでしょうか。南部もそうですけれども、北部。特に私は北部のほうが重要なのかなと思っていまして、南部のほうは、割とこう全体を見ましても、鎌形から今の菅谷のほうにまでは距離的にはそれほどないのですけれども、北部のほうはかなり厳しいなというふうな考え方があると思うのです。見方があると思うのですけれども、北部は七郷村だったわけですよね、旧七郷村だったわけで、そこの部分での地域のあり方がちょっと違うのかなと思っているのですけれども、それでやはり文化的な土壌もちょっと違うので、もしできるならば何らかの形でそういった地域の文化をつくっていくような働きかけのようなものがあったほうがいいのではないかなと思うのですけれども、その点についてはいかがなのでしょうか。

○**藤野幹男議長**　高橋副町長。

○**高橋兼次副町長**　施設をどう有効利用していくか。それはそれなりのいろんな考え方があるのかなというふうに思っております。例えば生涯学習でやるような事業を、今までは中央公民館でやっておったのを今回は北部の交

流センターでやっていこうとか、いろんなやり方はあるのかなというふうに思っております。

いずれにしても、以前は、当然職員が配置をされておった時代もございます。ただ、今は簡易郵便局、そこに嘱託職員を置いて、それなりのいろんなこともやっております。ただ、今おっしゃられるように、ごみのどうだとかいうものまでは今のところ考えておりません。

ただ、いろいろやり方によってはいろんなことができるのかなというのも、これからの議題かなというふうに思っておりますので、それらについては、すぐすぐどうこうというのはできないかなと思っていますけれども、将来は、いろんなことができれば、それはそれで地先の方に便利をかけるというのもございます。

ただ、どんなものでも職員の数の話がいろいろ出てまいりますけれども、まだまだ今の計画からいって職員の数が減っていくという中では、なかなかこう難しい問題もあるのかなというふうに思っております。ただ、それは知恵と工夫の出し方というのもあるわけでございまして、これらも将来の課題かなと思っております。

○**藤野幹男議長**　渋谷登美子議員。

○**13 番（渋谷登美子議員）**　私は、南部・北部ともに、やはり何らかの形で仕組みがあって、そしてそこで運営していく仕組みづくりみたいなのがあったほうがいいかなと思っているのですけれども、これはコミュニティービジネス的

に考えて、地域でその施設を請け負って運営していくというふうな方法も将来的には考えられるのかなと思うのですけれども、いろんな地域でやっていますよね、そういうふうなコミュニティービジネス的に地域の運営を、その施設の管理運営をしていくというやり方、そういったことも考えられるでしょうか。

○**藤野幹男議長**　答弁を求めます。

　高橋副町長。

○**高橋兼次副町長**　お答え申し上げます。

　今各地にそれぞれの集会所があって、それなりの事業もやっていると。ただ、集会所も、当然年数がたってくればそれなりに老朽化をしてきます。各字の集会所がいずれどうなるかというのは、これは当然将来の課題かなというふうに思っておりまして、仮に集会所が使えなくなりそうだという場合には、当然、町が運営をしている交流センターというものの有効活用をしていただくというのも必ず来る時代があるのかなというふうに思っておりまして、今おっしゃられるようなことも、これからどこかでこう出てくる問題かなというふうに思っています。

○**藤野幹男議長**　渋谷登美子議員。

○13　**番（渋谷登美子議員）**　では、2番はおしまいにしまして3番に行きます。

　こども課のあり方についてです。これも予定されているではなくて、機構改革によって生涯学習の部分は市民文化課になるのですか、ごめんなさい、文化スポーツ課ですか。文化スポーツ課になって、教育委員会は、多くがこ

ども課の事務になるわけですけれども、少子超高齢化社会を迎えた時代に、こども課の課題は実はとても大きいと思っています。

日本の子育ては、就学前と就学後に分かれて、就学後は学校中心になります。嵐山町行政では高校がないわけなので、義務教育が終了すると、そこでこども課の業務というのは、若者がそれを抜けていきます。こども課の業務をゼロ歳から20歳未満までととらえ直す必要があると考えるわけですけれども、その考え方を伺います。

○**藤野幹男議長**　答弁を求めます。

岩澤町長。

○**岩澤　勝町長**　こども課についてのお尋ねでございます。機構改革によりましてこども課を設置をいたしました。町民の皆様のこども課になってからの評判といいますか、今までより、当初目的としましたわかりやすさ、あるいは中に行ってからの仕事を頼むときの場所というようなことも、いろんな面からこども課にしてよかったという意見が多いと聞いております。

そして、そういう中で、今20歳までというふうなお話ですけれども、現状の中でこれを広げたからといって、そこの中で行う事業というのは、どこのところでということであるわけですので、どこかでやるわけですので、その事業そのものは、今のシステム、今の機構の中でできないということはありませんし、現状、今こども課をつくってから町民の皆様の評判というのがいいという状況でございますので、今の状況のまま続けさせていただいて、今後につ

いて何か起きた場合には考えていくという対応でいきたいというふうに思っています。

○**藤野幹男議長**　渋谷登美子議員。

○**13番（渋谷登美子議員）**　20歳未満というのは、これはとりあえず日本全体が20歳を成人というふうに考えています。でも、いろいろこう文献などを調べてみますと、今の大人というふうに、いわゆる成人というふうにしたものは30歳ぐらいまではかかるのではないかというふうに言われているのですね。それは、選挙権があるけれども、実際に大人として確実に自我が目覚めてそこに行くまでには、いろんな過程があって、そして特に嵐山町の場合すり抜けているのは、15歳から20歳までの人の世代に対しては何の事業もないですよね。そして、文化スポーツ課になるわけですか、生涯学習課に関しても何もなくなってきている問題があって、そこの問題を取り上げなくてはいけないだろうなと思っています。

　特に次世代育成計画ですか、私はそのことについても書いたのですけれども、日本国が次世代育成計画については15歳までであるので、それ以降のものは対象になりませんというふうな答えが来ているのですね。でも、そうではないのではないかな。今の形で子育てというのを見ますと、思春期というか、大人になるまでのものを見渡した子育ての支援とか子供の学校教育のあり方というふうなものがないと、子供自体がうまく育っていかないような時期に来ているのかなと思うのですけれども、これはちょっと4番にまで

かかわってしまうのであれなのですけれども、今の状況ですと、子供たちというのは年齢ごとに分断されているのですよね。

　だから、幼稚園の年齢の子、小学校の年齢の子、義務教育というか、中学校の年齢の子、高等学校の年齢の子、高等学校の年齢の子は、まだ高校に入っている子供は何とかそれで県のほうで押さえることができるからいいけれども、そうではない就職してしまった子とか、退学してしまった子、不登校になった子供というのは、どこも把握することがなくて、どんな状況になっているかわからない現実があります。

　それを何とか、嵐山町の中では少なくとも学校教育という形で今は見ているわけですけれども、そうではない、地域社会の中で子供を見ていくという必要があると思うのですが、その点についての考え方で、こども課を20歳まで見るような形に持っていって新たな業務を位置づけたほうがよいのではないかなというふうに考えているのですけれども、それは日本では文科省という形と厚生労働省に分かれていて、嵐山町の場合、この国とは違ったやり方は、子ども省的な感覚になってきましたよね。でも、子ども省的な感覚だけれども、15歳までで終わりで、そこから15歳から20歳までというのは、成人になってしまうまでの間すっぽり空間が抜けてしまうのですけれども、そこについてそれぞれの課で担当でというふうに言っていますと、そこの人たちというのは、どこにもやっぱり行政の中で見る機関がないというか、少なくとも把握する機関がないのですけれども、そこについて把握する機関とし

てこども課を新たに20歳までの形で見たほうがよいのではないかと思うのですけれども、それについても、考え方としては、ほかの課で見られるからという形でよろしいのでしょうか。

○**藤野幹男議長**　岩澤町長。

○**岩澤　勝町長**　要するに事業をどこでするかということですよね。それで、15歳から20歳のところの事業が嵐山町ではどうなのだろう。日本でもどうだという話ありました。15歳からの高校生というのが、ほとんど完全に全部高校に入るような時代になっているわけです。

　そういう中で、地域にいる時間というのは、本当にこう短くて、高校のところに行って、そこのところで生活をする時間が多くなってくるというような状況の中で、例えば地域で15歳の子供たち、あるいは高校生を相手にどういう事業ができるのだろうというふうなことも考えます。

　それで、それを今までやっていない事業をこども課にそれを持たせてやったらどうかということですけれども、そこのところまでまた事業を広げてやれるかどうかという。ないものを、能力といいますか、物理的な能力、それだけ多く持てるかどうかという内容もありますし、全国的に、このところに地域で15歳から20歳あたりの人たちを地域でやる事業が少ないというのは、嵐山町に限っただけではない。日本は、そういうような状況。

　それで、今話したように、外へ出ていって、高校生活を中心に活動するからという現実があるからではないかと思うので、嵐山町でそういうことをや

るというのもちょっと現状では困難かな、事業展開難しいのではないかなというふうに思いますけれども。

○**藤野幹男議長**　渋谷登美子議員。

○**13番（渋谷登美子議員）**　1億総学校化社会というのは、30年、40年前ぐらいから言われていますよね、学校化社会。学校化社会の中で子供が育っていくので、子供が半尺になっていくのかな。地域に受け入れ場所が全然ないわけですね。その地域の場というのをつくっていかなくてはいけなくて、いつもそうですけれども、若者が常に世の中をリードしてきたのですよね。だけれども、ここのところ高齢者がリードしていますよね。でも、それをもう一回若者に地域をリードしてもらおうと思うと、どこかでその若者のいる場所をつくっていかないと、若者は地域をリードする機会もなくなってしまいます。

　それをこども課に、若者のいる、何とか把握する場所を課としてやっていくのは、業務が煩雑になるとか、そういうことではなくて、それをしないと嵐山町や日本全体はどんどん、どんどん閉塞化していくかなと思うのですけれども、そこの点についてこども課で、私はこども課の業務を広げていくというよりも、全体を見通したこども課の業務ですよね。それを、赤ちゃんから大人になるまでの業務をこども課でやっていくというふうな視点がないと、これから人は育っていかないし、地域は育っていかないので、ここは大きなかなめになると思うのですけれども、そういうふうな考え方を1遍転換していただいて、町長の考え方を転換していただいて、すごく大胆な機構改革をなさる方なの

で、逆に言えば、もう少し機構改革と頭の切りかえをして、若者が嵐山町をリードしていく形に何とかつくりかえるという方向性を持っていただきたいのですけれども、いかがでしょう。

○**藤野幹男議長**　岩澤町長。

○**岩澤　勝町長**　先ほどちょっと話がありましたふれあい交流センター、私は、ここのところにそういうようなものを考えているのですね。そこのところに集まるほうが、やはり15歳から18歳ということではなくて、やはり世代間を超えた人たちも集まるでしょうし、その中で15歳の人はどういう考え方が出る、20歳の人はどういう考え方が出る。それが交流センターで、今言ったのは、北部も南部も、そういう窓口を持ちながら、その中で広い範囲で交流をしていただく。そこの中に15歳も20歳も入っていく。これのほうがかなり現実的な交流ができるのではないかなというふうに、そこのところでコーディネートができる人たちを、ボランティアも含め、また最初には行政のほうである程度のところまで力入れていかないとだめだと思いますけれども、そういう中で地域のボランティアは育つ、そしてそういうコーディネートもできる人たちもふえてくるというようなことで、うまい形の広い範囲の世代間の交流ができるというふうに思います。

　こども課にということに限らないで、地域で一体となって、子供たちも、小さい子も大きい子もお年寄りの人もいることのほうが現実的だと思います。

○**藤野幹男議長**　渋谷登美子議員。

○13 番（渋谷登美子議員） ちょっとここ長くなってしまってあれなのですけれども、こども課がここに必要なというのは、実際に地域で北部ふれあい交流センターですか、それから南部ふれあい交流センターに行ったとしても、では子供の現実のものをそこでだれが把握するかというと無理なのですよね。どこが把握するのですかという形で。そこに来て、何か殊勝な子供たち、ボランティア性の高い殊勝な子供たちがそこに来ることはあるかもしれないですけれども、やっぱり元気なお年寄りがそこに中心になってくると、そこから外れてしまうのが若者で、今若者の状況というのは、そこから外れていって、どこにも地域でも、どこにもうまく仕事に入れれば、そこで仕事ができるけれども、見習うという形でできるけれども、そういう形にシステム自体が、社会システム自体がなっていなくて、そこの部分が壊れてきているので、新たに、例えば高校で中退者の人はどのくらいいるのということ自体も、もう把握できていない状況なのですよね。そうなのです。

埼玉県で、県でやっとこさ、県立高校でどの程度、嵐山町の子供たちがどのくらい中退しているのかとか、不登校になっているのかということは、県立の学校では、高等学校では何とか把握できるように、今のところ、なってきた、この去年ぐらいの質問でなってきているのですけれども、そのくらい 15 歳から 20 歳、若い人たちのものというのは把握できていない状況があって、そのために、昔は若者宿というのがあったわけですよね。

町長が若いときは若者宿があったというふうにおっしゃっていましたけれ

ども、そういったものをこども課の中でつくっていかないと、若い人の力を地域の中に持ってくるということは無理なのではないかなと思うのですね。これ、いきなり元気な高齢者の団体の中にはちょっと入っていくのは難しいかなと思うのですけれども、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○**藤野幹男議長**　岩澤町長。

○**岩澤　勝町長**　言葉を返すようですけれども、その子供たちというだけで、この問題の子供たちが集う場、場というのが、そういうようなもののつくり方というのは、ちょっとどうなのかなと思うのですね。地域経営という考え方で、それでみんなで嵐山町をつくっていこうという形で進めているわけでありまして、ですから今度の交流センターの建物の中にも、完璧な防音、防音ではないですけれども、そういうような音が出づらい部屋もつくりますし、それからいろんな利用ができるような部屋もいろんな形でつくっているわけですね。

　ですから、子供たちが自分たちの、高校生は高校生の、あるいは中学生は中学生の、大学生のグループが集まって何か研究しよう、話をしようということであれば、こういう部屋をつくって、それでそこのところにお年寄りも、若い人もご婦人も男性も女性もというような形のほうが、地域経営を目指す嵐山町の全員で町をつくっていくという考え方にマッチしているのだというふうに私は考えて、そういう方向で、今度の機構改革も皆様方にご提案をして認めていただいたという内容、そういう形で進めていけたらいいと思う。

○**藤野幹男議長**　渋谷登美子議員。

○**13 番（渋谷登美子議員）**　ちょっとしつこくなるのですけれども、若者というのは、そうすると嵐山町から逃げていきますよね。だって、大学があったり、高校があったりで、そこの中で活動するのが本来になってきますから、そうではない形で、嵐山町で子供、若い人たちを何らかの形で機会をつくっていくということをつくらないと、若者というのは若者だけで集まるというのは特性ですよ。そこのところを抜きにして、北部交流センターとか、そういうふうな形で世代的なものをつくっていくというのは、ちょっと無理があるのではないかなと思うのですけれども。

次に行きます。それは、ごめんなさい、質疑ではなくて、次のところでやりますので、それで次行きますね。

社会的ひきこもりの実態調査と専門的支援の必要性についてです。精神科医の斉藤環氏の定義では、社会的ひきこもりは、「２０代後半までに問題化し、6カ月以上自宅に引きこもって社会参加をしない状態が持続しており、ほかの精神障害が、その第一の原因とは考えにくいもの」をいう。不登校がきっかけである場合もあるが、理由不明の場合もある。予防とサポートを進めるに当たって、何らかの形で実態把握に努める必要がある。社会的な課題として、専門機関と連携した家族の相談事業の展開等を社会との交渉のための足がかりとして、広域的展開を含め考え方を聞くということですけれども。

○**藤野幹男議長**　それでは、答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○**岩澤浩子健康福祉課長**　社会的ひきこもりの実態調査と専門的支援の必要性につきましてお答えをいたします。

社会的ひきこもりの実態調査につきましては、現在町として把握ができておりません。社会的ひきこもりに限らず、精神疾患を伴うひきこもりにも言えることなのですけれども、ぎりぎりのところまで家族で頑張ってしまうというふうな傾向にあるように思われます。当然のことかもしれませんけれども、外部に知られたくないというふうな思いもありまして、なかなか相談につながらないというのが現状でございまして、その実態を把握することは大変難しい状況にあるというふうに感じております。

また、外部から見た場合に、その方が社会的ひきこもりなのか判断しにくい現状もございます。ご家族等からお話をいただければ、専門相談へとつなげていけるわけなのですけれども、そこのところが大きな課題だというふうに思っております。

ひきこもりの専門相談につきましては、東松山保健所で平成18年度からひきこもりの相談窓口を設置をいたしまして、月に1回程度ですけれども、臨床心理士による専門相談を実施しております。また、年3回ほど、ひきこもり家族の会や家族教室も行われておりますので、町のほうに相談があった場合には紹介をさせていただいております。明らかに精神疾患がある方につきましては、保健所の保健師ですとか、精神保健福祉相談員が随時相

談に応じております。

以上、答弁とさせていただきます。

○**藤野幹男議長**　渋谷登美子議員。

○**13 番（渋谷登美子議員）**　この社会的ひきこもりと若者の、若い人を嵐山町でこども課で位置づけるというのはとても関連があることなのですけれども、前回、社会的ひきこもりについては、長島さんも一般質問なさって、畠山さんも一般質問なさって、実は私もひきこもりの方を知人の関係で知っていて、ではこれは結構嵐山町でいるのかなというふうな感じでいました。そして、いろんな本を読んでみたのですね。そうすると、全国で 120 万人いるというのと、一番少ないのが 50 万人だったのです。50 万人から 120 万人の幅なのですけれども、そうすると、嵐山町で 120 万人の場合は 100 人に1人ですから、嵐山町に 200 人いることになるのですかね。

そして、全国で 50 万人というふうになりますと、これさっき計算したのですが、そうすると嵐山町で 96 人いることになるのです。社会的ひきこもりのお子さんというか、それが 20 代後半ぐらいから 40 代前半ぐらいまでですかね。そんな感じでいるというふうに考えられているのですけれども、そうすると嵐山町で一番気になっているのは 40 代前半ぐらいの方で、お父さんやお母さんの年金で暮らしている社会的ひきこもりの方というのは、お父さんとお母さんが亡くなった後はどうなるのだろうと思うのですね。それを把握しなくてはいけないと思うのですけれども、そういった把握をするシステムは今

現在ないのですよね。それは、もう近々の課題として、あと10年ぐらいたったら、物すごい膨大な数になって困ってしまうのではないかな。

成年後見制でもあったらまだこう引きこもっていても、その人がどのような形で社会参加、あるいは食べていくことができるような形の支援ができると思うのですけれども、その支援、成年後見制をつけるような形もできないような状況で多分点在していて、本当は一番相談しなくてはいけないのだけれども、一番相談しにくい状況にあるというものなのですが、これについてどのようにお考えになるか。

教育委員会としては、これはほとんど多くは不登校ではないのですけれども、不登校もきっかけになっていますけれども、いろいろなことがきっかけになっていて、失恋であったり、こうちょっとした仕事のつまずきであったりして社会的ひきこもりになっていくわけですけれども、それをどのような形で解決していくか伺いたいと思います。

○**藤野幹男議長**　それでは、答弁求めます。

加藤教育長。

○**加藤信幸教育長**　社会的ひきこもりについては、渋谷さんに、釈迦に説法ですけれども、教育行政の場では不登校の教育指導があります。国段階では、これは厚生労働省の所管で、社会精神衛生分野であるとか、ニート対策であるとか、その流れの中でひきこもり対策の事業を行ってきたと。

厚生労働省からは、この21年度から、ひきこもりの地域支援センターと

いうのを各都道府県指定都市に設置を推進してきていると。埼玉県では、まだそれはできていません。

もう一つは、では地方自治体ではどこが担当するかというと、埼玉県では、どこの都道府県もそうですけれども、保健医療部という知事部局が担当する。ですから、今教育委員会というお話がありましたけれども、そこの所管から外れてくる。これはまず縦のライン。縦のライン。

ところが、ひきこもりというのは、渋谷さんお話しのように、義務教育段階の不登校の子供がそのまま引き続いて青年期に入ってもというのが調査によると10%程度いるというのが一つの調査があります。そういった意味で、渋谷さんおっしゃるとおりに、これはどこの分野、どこの分野というのでなくて、今年のちょうど5月に厚生労働省がひきこもりに関する評価支援ガイドラインというのを出したのですね。これは各都道府県の精神医療保健センター、それから児童相談所、保健所に一斉にこのガイドラインを示して、今その対応をこれからするという段階なのです。

埼玉県には、その組織ありませんけれども、現に埼玉県では知事部局では、このひきこもりの施策、対策としては、健康医療部でやっているのは、1つは県立の精神衛生センター、ここが窓口、2つ目は地域の保健所、3点目は、これも渋谷さんご存じだと思いますけれども、NPOですね、民間団体、こういう中で今やっているのが現状です。ところが、このままでは一向にらちが明かないだろうと、私もそう思います。お互いがそれぞれの分野でああだ

こうだ言っても、１つの県として、あるいは各自治体としてひきこもり対策が組織的にできないのだろうと。

そこで、このガイドラインでは、何といっても渋谷さんおっしゃるように広域的な展開が必要であると。このガイドラインでは、今後、ひきこもりの対策については、医療の部分、福祉の部分、保健の部分、就労の部分、そして教育の部分、これが連携して広域的な展開することが必要であると。そのとおりだと思います。ですから、こういう流れの中で、教育委員会は、不登校の者がどう引き続くかということで、こういう組織が立ち上がるならば積極的に参加していかなければいけないというふうに考えております。

○**藤野幹男議長**　渋谷登美子議員。

○**13 番（渋谷登美子議員）**　町長、いかがでしょうか。この機構改革の中で、なかなかこれは位置づけることが今の現状では難しいのですけれども、こども課でも、今の健康福祉課になるのですか。でも、私はこども課のほうが、これはより位置づけとしてはやりやすいのではないかなと思うのですけれども、そういうふうな形で担当としてこれをやっていかないと、多分これは大変なことになるなというのが私の予測なのですけれども、いかがでしょうか。

○**藤野幹男議長**　答弁を求めます。

岩澤町長。

○**岩澤　勝町長**　議員さんおっしゃるように、本当に大変な問題だと思います。これをだからどうやったらいいのか、今教育長からの話のように、国でやる

といっても難しい状況なのですね。

そういう中で嵐山町でどこまでどういうふうにできるか。国のほうで方向も決まっていない、何も決まっていないという中で、嵐山町でさてという形というのは、なかなかとりづらい。それをこども課に言っても、こども課としてもそこのこども課のエリアの中でできるか。結局、今の話のように町でやるにしても、課を横断的な形でやらなければ、もうとてもできないような状況になるわけですので、ちょっとすぐすぐというわけにはなかなかいかない。

国である程度、あるいは県である程度の方向性、そういうものが出てきた段階で、嵐山町ではどうする。ならば、中の体制をどうする。その時点になってみないと、すぐ4月からというわけにはいかないと思います。

○**藤野幹男議長**　渋谷登美子議員。

○**13 番（渋谷登美子議員）**　これは結構難しい問題なのですけれども、一つ機構の中に頭に入れておいていただいて、そして国ができて、県ができて、そして市町村という考え方はもうだめだというふうな感じで、市町村も同時にやっていかないといけないというふうなのは、そうでないと、すぐ近々のことは、今は国からおりてきてといったら間に合わないので、実際に、そこで生活している人が生活している市町村も対応していかなくてはいけないので、何らかの形でこれに対しての対応をとっていただきたいと思います。

その次に行きますね。未就園児への子育て・子育て支援ですけれども、（1）は、保育園就園を希望しない子供は、母親の保育に欠けない子供とし

て強い母子関係の中で生活せざるを得ない状況があります。地域による子育て支援も必要ですけれども、父親が地域で子育てに参加できる仕掛けも必要です。幼稚園・保育園に就園している場合は組織的な働きかけがありますが、未就園の場合、父親の地域デビューの機会づくりが必要であります。体制づくりを聞きます。

それと(2)番目として、3歳児の集団遊びの設定について伺います。

○**藤野幹男議長**　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)について、加藤教育長。

○**加藤信幸教育長**　渋谷議員さんから、先ほどはこども課のあり方で、こども課20歳まで担当せよと、今度はひきこもりということで、大変こども課に期待をかけていただいてありがたく思っていますけれども、今度は父親デビューと。未就園の子供、幼稚園・保育園行っていない子供、ターゲットになるのは3歳児ですね。ちょうど私立の幼稚園から嵐山幼稚園が2年保育のところまで、これ現在3歳児については、嵐山町で子供の数が138名、そのうち未就園の子供が3歳児が46名ですね。それから、4歳児では6名、5歳児では8名と。5～6歳になると、ほとんどもう数名なのですけれども、嵐山幼稚園は今年50名募集したのですね。ところが、応募が38にとどまったというのは、46名の未就園の子供が3歳児、そのうち既にもう、とにかく138のうちに既に私立幼稚園に行っている子、保育園行っている子を除くと46名なのです。そこに50名募集して37名と。これから転入等でふえる場合もある

のでしょうけれども、そうすると、来年、今の３歳の子供が4歳になったら、どこにも行っていないという子がやっぱり7名程度なのですね。ただし、ゼロ歳から全部加えると、未就園の子供は 360 名、嵐山にいるわけです。

未就園とか、未就園ではない幼稚園、保育園に行っている家庭に限らず、１つはさまざまなそれぞれの家庭状況があるのだろうと、2つ目はさまざまな子育て状況があるのだろうと。１つは、家庭状況というのは、未就園・就園にかかわらず、それぞれ核家族世帯があったり、三世代同居があったりとか、それから母子家庭、あるいは父子家庭もあるのかもしれませんし、もともとその地域で生まれ育って世帯を持った方もおられるでしょうし、新たによその町から転入されてきた方もいる。そういうさまざまな、まず家庭状況があると。2つ目は、さまざまな子育て状況があると。父親・母親の役割分担を持ちながらやっている子育ての子育て観みたいなのもあるし、我が子にどんな子になってほしい、どんな育ち方をしてほしいという親の期待感、願いなんかもまた違うでしょうし、経済状況もあるのでしょう。日常の子供の世話をおじいちゃん、おばあちゃんがやっている、そういう世帯も、さまざまな世帯も、そういう中で嵐山町として、子供を持っている子育て支援、家庭にどう支援ができるかということで、議員さんご案内のように子育て情報を広報に配ったりとか、さまざまな子育て支援のボランティアをはじめ行政が主導になったりとか、さまざまなサークルがあって、いろんな支援をしているわけですけれども、実はほとんど参加者が少なく、対象はほとんど母親であります。

こうしたものに父親がやっぱり参加するということは、幼稚園・保育園に行っていれば、何らかの形でこれ働きかけがあるのです、お話のようにね。ないと。さて、この人たちに、どう機会づくり、体制づくりをするか、なかなか難しいと思いますね。ただ、どの父親も自分の子供はかわいいという願いから、それぞれの形で、それぞれの地域デビュー、地域デビューというのは、どういう場で、どういう形で、何を指して、目的は何で、どういう姿をいうのか、まだ定かでありませんけれども、どんな父親もそれぞれにそれぞれの形で地域デビューしているのでしょうね。

私は、今後の機構改革で、ふれあい交流センターができると、この位置づけというのは、教育委員会から所管が外れて町長部局に行く。その中で、まちづくり・地域づくりということで、これからの高齢化社会も踏まえて、自助・共助・公助という、これを進めるためのボランティアの育成、支援を行うのだというのが命題であります。当然、これまで生涯学習課が行っていた社会教育的なこともそこに行くのだろうと思うのです。その中で、やっぱり町の子育て支援、子育て支援をどうしていくのかということは、やっぱり地域の力というのは大事だと思うのですね。

私は、嵐山町の地域の方々、あるいはボランティアの方々の力というのは、すごいものだと思っています。この前、10 月の 30 日に町民ホールで、もう時間が、再質問ありませんよ、いいですか。（笑声）

〔「なるたけ手短にお願いします。まだありま

すので」と言う人あり〕

○**加藤信幸教育長**　見ながらやっているのですけれども、あれを見て本当に感謝しています。

　だから、そういう地域の人が、町の人が、子育てをしている親を応援しよう、子供を応援しようという機運は、下地はつくったつもりであります。それは、さらに町全体としてどうするかというのが、やっぱりふれあい交流センターに期待をしているところであります。今までの成果の上に立って、充実した渋谷さんおっしゃるように未就園の父親も含めて大きな力を発揮してくれると思います。

　地域は、子供が育つ学校、地域の人はみんな先生、裏を返せば、地域は親の育ちの学校だとも言えます。そんなことで期待しております。あと3分でございます。

○**藤野幹男議長**　渋谷議員、残り時間3分。

　はい、どうぞ、渋谷議員。

○**13番（渋谷登美子議員）**　この地域デビューというのは、今の母親もそうなのですけれども、子供を知らない人たち、赤ちゃんを抱っこしたことがない人たちがお母さんになって、それで子育てをするのでとても大変なのですけれども、父親も同じなのですね。父親も同じなので、それを例えば、この前私が思ったのは、嵐山町立幼稚園の運動会に行ったら、お父さんたちが、未就園児のお父さんたちが来て、そしてそこで一生懸命子供たちと遊んでいる

のを見て、こういった機会をもっとつくってあげないと、実際にこう父親が子育てに参加していく機会がなくなっていくな。特に日本の父親は子育てをしないというのでは、世界各国の中で一番最低ですから、そこのところをどうやってつくっていくかということが１点だったのですけれども、それはどのようにしますか。

○**藤野幹男議長**　ちょっと待ってください。町長の答弁が（２）番がありますので、時間的な都合で町長の答弁お願いいたします。

　岩澤町長、（２）番について、小項目、お願いいたします。

○**岩澤　勝町長**　（２）番。３歳児の遊び場ということですね。今の話。さっきも教育長の話の中出ました。ボランティアの人たちの集まりがこの間、出席していただきましたけれども、ありましたね。あれだけ大勢の人が集まっているわけです。

　町では、今こういうのを配っているのですね。嵐山町子育て支援情報、それでこの中に私も持ってきましたけれども、愛育グループ「クレヨンキッズ」、「すてっぷ」、子育てサロン「おばあちゃんち」ですとか、子育て広場「はとぽっぽ」、「おはなしポレポレ」と、こういうようなところに、それぞれ毎月、大勢の人たちが集まっているのですね。

　ですから、その人に合った、その人たちのグループの気の合った人たちというようなところに、みんな利用していただいているのですよ。しかし、一番町にとって欠けているなと思うのは、こういうものの広報がちょっと不足して

いるのではないかと思うのです。ですから、子育てをしている人たちが、みんなこれがこういうのがあるのだよというのがわかるまで、しっかり広報していない。これは町の責任だと思うのですが、これだけ大勢の人たちがいろんなことやっていただいている。ですので、こういうところで遊んでいただくようなふうに、そして父親デビューもこういうところでもできるわけですので、そういうような期待をしております。

○**藤野幹男議長**　渋谷議員に申し上げます。

　一般質問の持ち時間が過ぎましたので、質問・答弁の途中ですが、渋谷議員の一般質問をこれにて打ち切ります。ご苦労さまでした。

　この際、暫時休憩いたします。おおむね10分間。

休　憩　午後　2時20分

再　開　午後　2時32分

○**藤野幹男議長**　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　**長　島　邦　夫　議　員**

○**藤野幹男議長**　続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号4番、長島邦夫議員。

　初めに、質問事項1の地域担当制についてからお願いいたします。どうぞ。

〔4番　長島邦夫議員一般質問席登壇〕

○**4番（長島邦夫議員）**　議長から指名をいただきました4番議員の長島邦夫です。

通告書が提出してありますので、それに基づきまして一般質問を行いたいと思います。

私の質問は、大項目で2点でございます。最初に1番として、地域担当制ということで質問しますが、昨年の12 月、ちょうど同じこの時期に、私、住民との対話行政ということで質問しました。そこからのご答弁をいただいた中からきょうの質問が始まりますので、若干そこの説明をして、若干ですが、説明して質問に入りたいというふうに思います。

住民との行政の説明には、広報手法等で町の現状、施策など意図するところを説明し、情報を共有するのが通常である。また、町では区長会議、各種活動団体、住民との機会あるごとの懇談による提言、町政モニター、ボックス投稿、メール意見です、住民の意見を、考えをいただいているというふうに推察しますが、しかし変化の激しい現代社会において時代のニーズに合ったより細かな行政推進を進めるには、また協働のまちづくり推進には、じかに住民の方と意見を交換する提言と対話が不可欠であるというふうなことであるということで思いますということで、質問しました。

そのときに、まちづくりの懇話会を町は予定されているが、平成18 年には2回予定されて1回の開催、平成19 年、20 年にも2回ずつ予定されてい

ますが、実施されていないのはどのようなことなのでしょうかということで質問をしました。

そのときのご答弁が、住民との対話は基本と思っていると。しかし、今のところ実施の予定はない。現状、区からの地域担当の要望や機会あるごとの行政の進みぐあい、説明などで住民との細かい対応としていると、そのような内容でございました。

そのとき、私、地域、そこから地域担当ということがはっきりは自分の中でわかるようになったのですが、いわゆる広報等を区長さん等がお届けするときに、いろいろな内容を聞いていると。平成20年では88件、平成21年では83件の要望をいただいていると。内容については、道路、信号、環境、福祉、交通安全、行政全般でありますというふうな答弁をいただきました。

そこから始まりますので、質問させていただきます。地域担当制というのは、「それぞれの地域と密接な関係を築き、地域の方々とともに地域の課題やあるべき姿についてお互いの立場を理解しながら話し合い、地域の力をはぐくむため、地域担当制を図る」とあります。すなわち、地域にはその地域なりの悩み、問題を抱えており、さまざまな地域の考え方、要望の聴取が、ひいては行政施策に生かされ、協働でのまちづくりの基本となる、非常に重要なことだというふうに思っております。

そこで、お聞きをいたします。１点目としまして、さまざまな提案、問題提

起があると推察します。そこから対応、地域担当者は、町担当者、また地区とのパイプ役として、どのように対応されているのかお伺いをしたいというふうに思います。

２番目としまして、その要望というか、地区の担当者、区長さんに当たるというふうに思いますが、この方がかわったときに、通常は、区の課題は、または町への要望はそこの引き継ぎ会でなさるというふうに思っていますが、地域担当制の方から、この区からいただいているいろんな方針ですとか問題等は、このようなものを受け取っていますという、そのような対応の説明をどのようにしているのか、努めているのか、この２点についてお伺いをいたします。よろしくお願いします。

○**藤野幹男議長**　それでは、答弁を求めます。

井上政策経営課長。

○**井上裕美政策経営課長**　それでは、質問項目１の小項目（1）地域担当者の対応につきましてお答えをいたします。

地域担当制につきましては、平成17年10月から管理職員を担当者に任命して試行し、平成18年４月から実施しているところでございます。地域担当者は、地域住民の皆様と町との協働意識、信頼関係を構築し、地域の自主的な取り組みによるまちづくり、地域経営の推進と職員の資質の向上並びに意識改革に資することを目的に設置されているものでございまして、基本的な流れは次のようになります。

地域担当者は、毎月末に各区長宅を訪問し、広報等の配布物を送致するとともに、区長との情報交換、懇談、要望の聞き取りを行います。それを行いまして、「訪問カルテ」を作成いたします。区長からの要望等があった場合につきましては、担当課に伝達するとともに、カルテを政策経営課に提出します。担当課は、要望等について、調査、確認、処理を行い、区長へ回答するとともに政策経営課へ結果を報告いたします。政策経営課では各課からの報告を取りまとめ、毎月の課長会議で報告いたします。

地域担当者は、結果について確認し、翌月の区長訪問時に対応状況の確認を行います。以上が基本的な流れとなっております。

平成 21 年度における地域担当制による要望等の件数は、25 地区から 35 件でありました。また、平成 22 年度につきましては、９月までに 21 地区から 34 件の要望等をいただいておりまして、すべて回答をお返ししているところでございます。

次に、小項目の（2）区役員への町方針等の対応説明につきましてお答えいたします。

町方針等の対応説明についてでございますが、年度当初に開催させていただいております区長会議におきまして、町の施政方針の説明をはじめ、要望書の提出方法、地域担当制による町との情報交換等や年間行事につきまして説明を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○**藤野幹男議長**　長島邦夫議員。

○**4番（長島邦夫議員）**　それでは、何点か再質問をさせていただきます。

　非常にすばらしいシステムの中で、区からいただいたものをスムーズに各担当課に流して、そのまた政策経営課を通し、そして最終的には区にお返事をしていると、そのようなことというふうにここに書かれておりますので、それについては了解をいたしました。

　私が聞いている限りでは、２名ぐらいの方というふうに聞いているのですが、実際には１地区に何名ぐらいの方が担当者というか、なっているのかちょっとお聞きできればというふうに思います。

○**藤野幹男議長**　答弁を求めます。

　井上政策経営課長。

○**井上裕美政策経営課長**　担当者は、基本的に管理職員を含めて2名で担当しております。

　以上です。

○**藤野幹男議長**　長島邦夫議員。

○**4番（長島邦夫議員）**　区の役員との広報等をお届けに行ったり、または区長さん等がお見えになったときに、その地域担当制の方がお話しするのだというふうに思います。

　ですけれども、その区の役員の中にはたくさんの方がいらっしゃると思うのですが、そのような方とコミュニケーションをとる担当制の方がとるような

場所というのはあるのでしょうか。

○**藤野幹男議長**　よろしいですか。

　井上政策経営課長。

○**井上裕美政策経営課長**　お答えいたします。

　基本的に地域担当者は、先ほど申し上げましたように、月末に区長さんのところにお邪魔をいたします。そこに区の役員の方がいてくださればそういったコミュニケーションもとれるかと思いますが、基本的には区長さんのところにお邪魔をして、区長さんからいろんな要望、あるいは陳情等、そういったものをお伺いしているというのが現状でございます。

○**藤野幹男議長**　長島邦夫議員。

○**4番（長島邦夫議員）**　確かに区長さんもいろいろかなり多忙だというふうなお話を聞きます。そういう中で、お届けされたときにいらっしゃらない場合もあるのではないかなというふうに思います。そういうことのコミュニケーションというのは、例えば区長会議というのが役所で開かれたときに、いろんなそういうコミュニケーションをとるようなそういうふうなことがなされているのが現状ではないかなというふうに思いますが、特別あるのかなというふうなことでちょっとお聞きしたところでございます。

　それと、第５次のほうの、この総合振興計画の中に地域担当制の位置づけというようなものは入っておるのでしょうか、お聞きします。

○**藤野幹男議長**　答弁を求めます。

井上政策経営課長。

○**井上裕美政策経営課長**　お答えします。

今第５次総合振興計画のお話がありましたが、今第５次総合振興計画の作成中でございます。まだ案の段階でございますが、その中で、今議会でも話題になっております町民と行政の協働による調和のとれた町、これが根幹になっているわけでございますけれども、そういった中で、具体的に地域担当制のことを限定して記述はされておりませんが、事業としては行政区の運営推進事業というような形で、地区の皆さん方に情報提供をして活動を支援していくのだというような記述がございます。

そして、その中の住民参画の推進というところがございまして、その現況と課題の中で、町では住民の参画を推進するために、職員が地域に出向く、地域担当制などにより職員と住民が身近にかかわりを持つよう努めてきましたと。これもまた、改めてこれは大切なことだという形で位置づけてはおります。

以上です。

○**藤野幹男議長**　長島邦夫議員。

○**4番（長島邦夫議員）**　この地区というか、住民の方と密にすれば、非常にそこから新たな行政の施策というのもかなりいいものが出てくるというふうに思うので、ぜひ町長が言う地域経営、住民との協働の精神で進めていくと、そのようなところには、非常にこの地域担当制であり、住民との懇談会も本

当に大切だというふうに思いますので、吟味して今後も進めていただければというふうに思います。

　それでは、２番に入らせていただきます。いいですよね、再質問を続けて。

○**藤野幹男議長**　どうぞ、はい。

○**４番（長島邦夫議員）**　私も、その引き継ぎ会のときなんか、区から要請があれば出て、どんなあれがなっているのかなというふうなことを傍聴させていただくことがありますが、その区によっていろいろと違うと思うのですが、いわゆる引き継ぎ会のときというのは、区の前の方と当然新しい方がいらっしゃるわけですよね。そのときに、うまくこれがつながればいいですけれども、いや、ちょっと私、新しい方がしばらくたってから、前のことはちょっと聞いていないのだよねという、そのようなことになった場合には、せっかくのこのあれが、引き継ぎ会がなかなかスムーズにいかないのではないかなというふうに思うので、そういうときに地区の方が、地区の担当制の方がそこに行って説明を受ける、説明を受けるというか、話の中で、私のように傍聴するような、そういうことはやっていらっしゃるのでしょうか。

○**藤野幹男議長**　答弁を求めます。

　井上政策経営課長。

○**井上裕美政策経営課長**　お答えいたします。

　年度当初みたいなときの新旧役員さんの交代の時期、そういった時期に、地域担当者がそこにお邪魔をして、その辺の町からのお話だとか、そういう

のをしているかどうかというような質問かと思いますけれども、現実的には、今現在そういうことで呼ばれてはおりません。

町のほうでは、各要望でありますとか陳情、そういったものをいただいた場合につきましては、すべて文書でお返ししておりますので、区のほうではその文書が残っているというふうに思っております。

そういった意味では、引き継ぎをされるときには、そういうものが次の役員さんのほうに引き継がれているのではないかというふうに思っております。仮にそういうようなときに、地域担当者も出席してほしいという仮にそういう依頼があった場合につきましては、また改めて、この場で御返事はできませんけれども、検討させていただくということでご理解いただければというふうに考えています。

以上です。

○**藤野幹男議長**　長島邦夫議員。

○**4番（長島邦夫議員）**　それでは、次に移らせていただきたいというふうに思います。

大項目の2番に入りますが、よろしくお願いします。元来、二足歩行の人間にとって歩くことは生活上基本であり、また健康面でも大切なことであります。しかし、家の中、私有地での問題はないが、公道となると、県道、町道とも未整備、草木、土砂流入等の問題があり、高齢者であり、子供であり、利用者だれもが安全に歩道というのは利用されなければならないというふうに

思っております。

そこで、下記2点についてご質問をいたします。

現在町内の県道、町道、歩道設置の計画されているところ、または設置の工事が始まっているところの進捗をお伺いしたいというふうに思います。

２番目としまして、その歩道が通学路として利用されている場合のことなのですが、通学路として指定されていれば、児童生徒はどんな状態での歩道でも利用しなければならない。現状把握はどのようになされているのかお伺いをしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○**藤野幹男議長**　それでは、順次、答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、田邊都市整備課長。

○**田邊淑宏都市整備課長**　それでは私のほうから、質問項目2の小項目（1）町内の県道、町道での歩道設置計画と設置工事の進捗を伺いますについてお答えいたします。

最初に、県道につきましてお答えいたします。現在の歩道の整備計画につきまして県に確認いたしましたところ、2路線ありまして、県道大野－東松山線の鎌形地内と主要地方道熊谷－小川線の越畑地内の2カ所とのことでございました。この事業の進捗状況でありますが、県道大野－東松山線につきましては、平成 21 年度に測量調査が終わっておりまして、今年度から事業用地の取得業務を行っているとのことでありました。

また、主要地方道熊谷－小川－秩父線につきましては、平成 20 年度から

平成 24 年度までの目標で整備を実施しておりまして、今年度は越畑地内の関越自動車道から町道2－7号付近までの工事を行う予定とのことでございました。

次に、町道についてお答えいたします。現在町の歩道整備の計画は、まちづくり交付金事業で歩道の整備を計画して実施しております。この事業の整備計画と実施状況でありますが、完了箇所を含み、嵐山中央地区につきましては、町道1－14 号、町道1－15 号、町道2－21 号、そして町道菅谷3号線の4路線でありまして、そのうち町道1－14 号と町道1－15 号は完了しております。町道2－21 号と町道菅谷3号線の2路線は、今年度事業として用地の取得業務を予定しております。

また、北部地区でございますけれども、1－3号、町道1－8号、町道1－20 号の3路線ありまして、進捗状況でありますが、町道1－3号線につきましては、現在測量設計業務を行っております。町道1－8号、町道1－20 号の2路線につきましては、平成 23 年度から事業に着手する予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○**藤野幹男議長**　それでは、次に小項目（2）について。

小林こども課長。

○**小林一好教育委員会こども課長**　それでは、私のほうから質問項目2の小項目（2）通学路の現状把握、これをどのようにしているかにつきましてお答えをさせていただきます。

通学路につきましては学校の管理下となりますので、各学校がPTAや保護者と協議の上、決定をいたします。通学路を決めるに際しましては、実地調査をし、交通量、それから交通安全施設の整備状況、それから川だとか、がけ、踏切などの危険箇所の有無、それから道路の状況、交通規制、いかがわしい広告、看板などの有無、こういったことなどについて考慮して決定をいたします。

なお、必要に応じて警察署、道路管理者、地域関係者などに意見を求めて対応をいたします。通学路の決定後も個々の通学路について、児童生徒の通学の安全の確保と教育的環境維持のために常に点検し、現状把握に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○**藤野幹男議長**　長島邦夫議員。

○**4番（長島邦夫議員）**　それでは、（1）のほうから再質問をいたします。

今、細かく進捗の状況を説明していただきました。県道では2カ所、町道では、まちづくりの交付金の関係があって、かなりの歩道が計画されていると、また進行しているということで了解をいたしました。

この中に、私、いわゆる住民より、または区のほうから、県道、町道で、歩道の設置の要望があって、それでも要望があるのだけれども、まだ計画の段階に行っていないと、そのようなものがあるのかどうか、最初にちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○**藤野幹男議長**　答弁を求めます。

　田邊都市整備課長。

○**田邊淑宏都市整備課長**　お答えいたします。

　歩道の計画の関係でございますけれども、町道につきましては、今まちづくり交付金事業ということで、7路線について整備を行うということで計画に上げて行っているわけでございます。これで、大半の要望についてはクリアできているわけなのですけれども、ただ1路線、気がついたところで、大蔵地区ですか、そこから1―15号線の地内の歩道設置の要望が出ておりまして、これについてはかなり難しいということでこの事業から除かせていただいております。

　それと、県道の関係でございますけれども、今県のほうに要望してお願いしている路線が2カ所ございます。この路線につきましては、主要地方道の熊谷―小川線ですね。それと、県道のときがわ―熊谷線ですか、それと重複している部分の郵便局の先の菅谷交差点があるのですけれども、菅谷交差点という大きい交差点が県道にあるのですけれども、そこの交差点の部分の歩道、区画整理事業に合わせて、区画整理事業で三枝自転車屋さんでしたっけ、そこの前を整備してきましたので、その先がすりつく部分がありまして、そこの23メートルぐらいですか、それの歩道の要望をしております。

　それと、その先にバイパスのほうに向かっていきまして、なごみ、先ほど言いました2―21号線ですか、それと交差する部分からバイパスまでの間の

歩道の要望を県のほうにしているところでございます。歩道としては、今言う２路線、県のほうに要望して、これを計画に上げてやっていただくということで考えているわけでございます。

　以上です。

○**藤野幹男議長**　長島邦夫議員。

○**4番（長島邦夫議員）**　そうしますと、計画まで行っていなくても、要望をいただいているところは進める方向で検討していると。そういうふうな考え、とり方でよろしいでしょうか。

○**藤野幹男議長**　答弁を求めます。

　田邊都市整備課長。

○**田邊淑宏都市整備課長**　お答えさせていただきます。

　先ほど言った結構大蔵地内は難しい部分がありますのですけれども、これについても、今のまちづくり交付金事業の中で今事業進めておりますので、当分の間、ちょっとこの辺については難しいかなというふうには考えております。

　それとあと、先ほど言いました県道の関係については、地元のほうから要望書が出まして、それの先ほど言いましたなごみのところから、バイパスのところ、その関係につきましては地元のほうから要望書が出て、その要望書を添付して県のほうに要望しているということでございまして、これについてはちょっと望みがあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○**藤野幹男議長**　長島邦夫議員。

○**4番（長島邦夫議員）**　その今大蔵のところ、ちょっとよくわからないのですが、それは町道なのですね。県道ではないのですね。

○**藤野幹男議長**　田邊都市整備課長。

○**田邊淑宏都市整備課長**　お答えさせていただきます。

これ1―15号線という路線でございまして、学校橋から大蔵地内を通って、県道の大野―東松山線の間でございます。

以上です。

○**藤野幹男議長**　長島邦夫議員。

○**4番（長島邦夫議員）**　ありがとうございました。

（2）番に移らせていただきたいと思います。

○**藤野幹男議長**　はい、どうぞ。

○**4番（長島邦夫議員）**　ごめんなさい。あと1つありました。申しわけないです。この通常、歩道といえば、ほとんどアスファルト化されているところが主ですけれども、アスファルト化されているといっても、やっぱり土砂の搬入だとか、やはり歩道が実際の3分の2ぐらいになってしまっているだとか、そういうところもかなり見受けるのですけれども、定期の状況検査というのは職員さんがなさっているのかどうか、ちょっとお聞きしたいというふうに思いますが。

○**藤野幹男議長**　答弁求めます。

　田邊都市整備課長。

○**田邊淑宏都市整備課長**　歩道と車道との間の部分に土砂だとか、そういうものが長い間にこう堆積して、かなり道路そのものが汚れてきていると。その関係で草が生えたり水の流れが悪かったりということで支障を来しているわけでございますけれども、これにつきましては、早急にその辺の整備をしたいなというふうに考えておりまして、要は道路の構造的な問題、景観的な問題とかございますので、それについては、早急にというか、早い時期に、そういう事業を見つけて整備していければなと思っています。特に幹線道路の歩道の部分について考えております。

　以上です。

○**藤野幹男議長**　長島邦夫議員。

○**4番（長島邦夫議員）**　ありがとうございます。それでは、ぜひその方向で進んでいただきたいというふうに思います。

　それでは、（2）番のほうに移らせていただきます。ここにご答弁いただいたのは、学校の管理下にあり、いわゆる学校とPTAが協議して通学路を決め、またそれに当たっては実地捜査もなさっているというふうなこと、そのようなことが、内容が書かれていると思います。

　ちょっと見方を変えまして、今もちょっと質問をしましたですが、いわゆる通学路でも、子供たちは、ここは通学路だよと言われると、そこを守らなくて

はいけないわけですよね。それで、やはりその状況をたまにはというか、学校だとか、そこを推奨している例えばPTAの方だとか、学校で決めたわけですから、そこの現状の把握をたまにはなさっているのかなというようなところをお聞きしたいというふうに思うのですが。

○**藤野幹男議長**　答弁求めます。

　小林こども課長。

○**小林一好教育委員会こども課長**　通学路の状況ですね。先ほどご答弁させていただいたわけですけれども、常に点検しというふうなことで申し上げました。

　状況の把握はなされているかというふうなご質問です。具体的には、まず１点目が、教師、こちらが観察をしていくと。ただ、かなりやっぱりいろいろありますので、なかなかとらえ切れない部分もございます。

　そういった観点で、２点目としては保護者からの通報です。あるいは地域の方も含めて、そういった通報によって情報を得て、そこを確認をしていくと。そういうふうな観点。

　それから、３点目が、本年度はスクールガードリーダー等がおります。これは町内に１人しかいませんので、すべてをカバーするというわけにはいかないわけですけれども、このスクールガードリーダーの関係の方にも、いわゆるこちらについては、不審者的な部分も含めて、そういったことも点検をお願いしているというような状況でございまして、私どもとすると、地域の方々

も含めまして、そういった観点等から、いわゆる状況の把握に努めているというふうに学校のほうから聞いております。

以上です。

○**藤野幹男議長**　長島邦夫議員。

○**4番（長島邦夫議員）**　ありがとうございます。そのちょっと視点というか、私がちょっと感じたことがあるものですからお聞きをするのですが、本年の夏に菅谷小学校と中学校の学校応援団では、小学校と中学校と合同で区内の2学期が始まる前に除草作業を実施しましたね。

それで、通学区内の住民の方にもぜひ協力できる方はお願いできないかということで回覧が回りました。それで、私も時間あったものですから参加をいたしました。子供たちのことで地域の住民の方が一緒に作業をするということは、非常にいいことだというふうに思ったので積極的に参加したわけですが、この学校内の、または学校のすぐ隣接するところのあれも全部はやり切れなかったのですけれども、あとは学校のほうでやりますからということで帰りましたが、帰り際に、家に帰る途中に、そこに参加していた父母が、いわゆる通学路の、2学期がもう始まるからということだというふうに思うのですが、積極的にそこの除草作業をなさっていたわけですよ。そういうふうなものを学校がお願いしているのか、それとも自分たちで率先してやっているのかちょっとわかりませんけれども、そこら辺の学校の対応というのはどのようになさっていたのか。いや、学校は関知、そこはしていないのだと。学校応

援団でやっているのだから学校は関知していないのだというふうなことであるとまた違うのですが、関係していたのかどうかお聞きしたいというふうに思います。

○**藤野幹男議長**　答弁を求めます。

　小林こども課長。

○**小林一好教育委員会こども課長**　菅谷中学校と菅谷小の関係で、除草作業ということで参加していただいたということで、この場をかりてお礼を申し上げたいというふうに思っております。

　帰りに通学路の除草ということで、大変ありがたいなというふうに考えております。学校応援団につきましては、ご承知のように、登下校の見守りであるとか、あるいは学習支援、例えば朝の読書、これの指導であるとか、環境整備であるとか、除草作業となると環境整備の中に入るのかというふうに考えております。

　そういった中で、特に学習支援だとか、そういうものについては細かく打ち合わせ等もするわけでございますけれども、帰りのいわゆる通学路の除草となりますと、これは学校のほうで承知していたのかどうかというのは、ちょっと今把握はしていないものですから申しわけないなというふうに思っております。

　そういったことで、ちょっと今、帰りの除草作業まで、ちょっとそれについて特に確認はしておりませんので、ちょっと申しわけないなというふうに思っ

ておりますけれども。

　以上です。

○**藤野幹男議長**　長島邦夫議員。

○**4番（長島邦夫議員）**　その私が今指摘したところは、特に問題だということではございません。ただ、そのように学校であれ、学校応援団であれ、地域の方であれ、地域でもやっているわけですから、通学路に限ってやっているわけではないですけれども、やっているわけですからね、ごく自然のことでいいというふうに思うのですが、学校が通学路まではちょっと目が回っていないのだよというふうなことになると、もう2学期から始まるというのは、もう草木が生えているわけで、都市整備がやるのは年に2回というふうに決まっているわけですから、そこら辺とも柔軟性を持ってもらって、子供のよき通学ができればというふうに思ったものですから今質問したわけでございます。

　ぜひ、今後ともその通学路については、答弁書をいただいたような危険性なこと等もあわせて歩道の状況というものも学校のほうで考慮なさって安心した通学ができるようにという、そのような配慮も図っていただきたいなというふうに思います。

　以上で終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○**藤野幹男議長**　ご苦労さまでした。

　一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。おおむね10分

間。

休　　憩　午後　3時10分

再　　開　午後　3時21分

○**藤野幹男議長**　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　川　口　浩　史　議　員

○**藤野幹男議長**　続いて、本日4番目の一般質問は、受付番号4番、議席番号9番、川口浩史議員。

初めに、質問事項1の民間委託についてからお願いいたします。

〔9番　川口浩史議員一般質問席登壇〕

○**9番（川口浩史議員）**　日本共産党の川口浩史です。一般質問を始めます。

来年4月から給食調理センターを町は民間委託するとお話がありました。既に本日、渋谷議員からご質問がありました。

今日の学校給食が抱える問題等については、6点ほど中京大の教授が指摘しております。1つに学校給食の安全性の問題、2つ目に地方自治体の財政の逼迫、3つ目に貧困と格差社会の中での給食費の滞納問題、4つ目に子供の食生活のゆがみと健康問題、5点目に食育基本法への対応、そして最後に地域農業振興等が挙げられるということであります。

これらのことを守り、改善し、発展させることが民間委託によってできる

のか。これを問うて進めていく。これが改善されれば、進めていくことが必要だというふうに私は考えます。

そこで、３点についてご質問をいたします。

①として食の安全は保たれるのでしょうか、②として調理員の質の向上はどのように図るのでしょうか、３つ目に民間委託にする意義についてお伺いをいたします。

○**藤野幹男議長**　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目①及び②について、小林こども課長。

○**小林一好教育委員会こども課長**　それでは、質問項目１の小項目①食の安全は保たれるのかにつきまして、お答えします。

学校給食は、教育の目的を実現するため、日常生活における食事について正しい理解と望ましい習慣を養うこと、学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと等を目標としており、重要な役割を担うものと考えております。この重要な給食をつくる給食センターの施設設備や職員配置の充実、食品に関する衛生及び安全管理を徹底することは大切なことであると認識しております。

今回の委託につきましては、給食センターにおいて、給食の調理業務を委託する部分委託調理業務となり、献立の作成、物資の購入等は、これまでどおり町が責任を持って対応してまいります。また、調理委託に係る業者の管理体制について、食の安全が保たれるよう、町の意向が十分反映でき

る体制にするよう委託仕様に定めていきたいと考えております。

次に、質問項目1の小項目②調理員の質の向上はどのように図るのかにつきましてお答えいたします。

委託業者の決定に際しては、プロポーザル方式を採用し、その業務委託仕様の中で、体制として、まず1番目に業務責任者、次に調理班長、そして調理業務従事者というラインを考えております。業務責任者としては調理師の資格を有し、学校給食施設での調理経験3年以上、調理班長としては調理師の資格を有し、学校給食施設での調理経験2年以上を有していることを条件としております。さらに、調理業務従事者のうち5名以上は正社員とし、調理師有資格者であることを条件としております。また、調理従事者等の研修や健康診断、検便の実施などを義務づけております。このように考えますと、これまでの体制に劣ることのない体制で運営ができるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○**藤野幹男議長**　次に、小項目③について、高橋副町長。

○**高橋兼次副町長**　それでは、私のほうから、民間委託に対する意義ということにつきましてお答えを申し上げたいと思います。

民間委託の意義といたしましては、第1に定員管理上の問題があります。町職員は、最も多かった時期には 176 人でございましたが、今年度 152 人となっています。現在の職員採用計画では、平成 30 年度には 137 人まで

削減する計画になっております。さらに少ない職員で一定の行政サービスを提供しなければなりません。

なお、この目標数値は、東松山市を含めた近隣市町村の職員１人当たりの人口をもとに定めたものでございます。そのため、民間に委託できる業務については積極的に委託をし、特に町民要望の高い高齢者福祉対策や医療体制の充実など、推進するための職員を重点的に配置して行政を図る必要がございます。

次に、技能労務職員の現状についてです。技能労務職員につきましては、国県では、そもそも技能労務職員の給与水準が民間企業の類似の職と比較して高く、給与水準の是正、並びに民間委託を推進する方針を示しています。このため嵐山町におきましても、退職者不補充、業務の合理化及び民間委託の推進を基本方針として定めているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○**藤野幹男議長**　川口浩史議員。

○**9番（川口浩史議員）**　ちょっと先に副町長に伺いますけれども、この技能労務職員への給与の問題というのは、民間委託することによって、全体の額が下がるということで、このことはおっしゃっているのでしょうか。

○**藤野幹男議長**　答弁求めます。

高橋副町長。

○**高橋兼次副町長**　基本的にはそういうふうに考えています。

○**藤野幹男議長**　川口浩史議員。

○**9番（川口浩史議員）**　それでは、食と調理員の質の向上についてなのですが、ちょっと一緒にご質問したいと思うのですが。これも副町長のほうがよかったかな。渋谷議員のところで、「経験者を採用し、全員を臨時にはしていないのだ」というような答弁をしたと思うのですが、ちょっと確認、先に。それをよろしいでしょうか。

○**藤野幹男議長**　答弁求めます。

　高橋副町長。

○**高橋兼次副町長**　今、こども課長が答えた中にあったかと思います。

○**藤野幹男議長**　川口浩史議員。

○**9番（川口浩史議員）**　はい。では、そういうようなことが書いてあるのですね。そうすると、どういうところをちょっと描いているのかなというのがわかりづらいのですけれども。委託をした場合、ほかですよ、ほかで委託をしていて、そこの調理員が、渋谷議員からもご質問がありましたように、長く続かない。こういう問題が発生しているのですよね。長く続かないというのは大変な問題でして。つくり方を習得するのに、やはり一定の年数がかかってしまうという、これはもう、どうしてもそうなりますよね。習得するのに。新しい献立もその間には次々にと覚えていかなければならないと。食中毒などの事故も起こさないための実行もいろいろやっているというのですが、それも新しい人が入れかわってきて、一々それに教えていかなければならないということ

になってくるわけですね。そういうことがあるわけなのですね。足立区、東京の足立区では１年に２０人も入れかわると。大きな都市ですからね。７０万人ぐらいいる都市かな。町かな。だから、このぐらいの人数が１年に入れかわってしまうのだということなのですよ。ですので、先ほどのような習得する時間。安全衛生面の教えなければならない期間。そういう問題が出てきて、食の安全がどうしても心配だと。何も起きているわけではないのですが、やっぱり心配がされるということがあると思うのですが、その点。どっちがいいかな。どっちでもいいですけれども。ちょっとまず伺いたいと思います。

○**藤野幹男議長**　答弁求めます。

　小林こども課長。

○**小林一好教育委員会こども課長**　安全が保たれるかというふうなことですけれども、安全のためには、当然調理の従事者のいわゆる衛生管理、こういったことが重要になってくるかというふうに考えております。

　そういった中で衛生管理、これは委託するしないにかかわらず、いわゆる文科省のほうから衛生管理の基準というようなものが出されているところでございまして、そういった基準にのっとって現在も対応しているところでございますし、これが民間になろうともそれを遵守していただくというふうなことが重要になってくるかというふうに考えております。

　例えばですけれども、体であるとか衣服、こういったことを清潔に保つことであるとか、あるいは調理ないし配食に当たっては、エプロンだとか、マス

クだとか、帽子だとか、履物、こういったものを着用することだとか、それから作業区域によっては衣類だとか履物を着がえて作業したりとか、あるいは健康管理の面、これも重要でございまして、特にこの基準の中では1年1回以上の健康診断、これを義務づけたり、検便に至っては月2回、こういったことも実施するようにと。ほかにもございますけれども、ちょっと何点か申し上げましたですけれども、そういったような観点から衛生管理等々もして、いわゆる安全というか、そういった従業員側からの安全対策については対応が図れるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○**藤野幹男議長**　川口浩史議員。

○**9番（川口浩史議員）**　そういうふうにやっていただくしかないのですけれども、いただければいいのですけれども。ただ、次々に入れかわるというのは、やっぱり保護者のほうからすれば心配があるということが言えると思うのですよね。そういうことをしてまでやる必要があるのかなというのは、第1点挙げておきたいと思います。

それで、金額、賃金の問題なのですが。ちょっとまず嵐山町の現状を伺いたいと思います。何人体制で、今、賃金はどのくらい支払っているでしょうか。

○**藤野幹男議長**　答弁求めます。

小林こども課長。

○**小林一好教育委員会こども課長**　賃金という形になりますと、臨時職員。現在の体制ですけれども……。

○**9番（川口浩史議員）**　給料も含めて、給料も含めてわかりますか。

○**小林一好教育委員会こども課長**　給料も。ちょっとすみません。

○**9番（川口浩史議員）**　全部入れかえるわけですよね。

〔「人件費を聞けばいい」と言う人あり〕

○**9番（川口浩史議員）**　人件費ね。

○**小林一好教育委員会こども課長**　それでは、本務の職員が5名おりまして、給料、手当、共済の負担金、それから期末手当、退職手当組合の負担金等を含めまして、これは11月現在、11月段階ということでご理解いただきたいと思いますけれども、3,320万7,152円と、これははじいた日の11月段階ということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、臨時職員でございます。これについては、現在7名を毎日お願いして、合計で10人体制ということでございますけれども。7人で、これは当初予算ベース、予算ベースでお答えをさせていただきたいと思いますけれども、12月の補正で補正を若干させていただきました。あわせて金額を申し上げます。793万9,725円。これが臨時職員の賃金というふうなことでございます。

以上です。

○**藤野幹男議長**　川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） それで、ちょっと副町長に伺いたいのですが。この人件費。正職員５人、3,300 万ちょっと。それと臨時職員７名。これを含めたものをすべて委託にするという、こういうことで、まずよろしいのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 そのように考えています。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、新しい委託先はこの 4,000 万円ちょっとになると思うのですけれども。これ以下でないと金額的なメリットはないですよね。その辺は大体、大体の腹づもりといいますか、これぐらいで契約できたらという金額の見込みといいますか、それはお考えお持ちでしょうか。

○藤野幹男議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 どのくらいどうだとかとまでは考えておりません。先ほども渋谷議員のときにお答え申し上げましたけれども、町は町で現在の状況はこうだと。いろいろ、仮に正職員を５人雇っていただいたらこれぐらいではないかとか、あるいは臨時職員を今７人でどのくらいだとかというものは当然想定しています。それは、現在の予算が１つの基準になるのかなというふうに思っております。

先ほど、ちょっとこども課長のほうからお話がありましたように、正職員が５人で 3,300 万ということは、１人当たりに直しますと 600 万円を超えると。

こういうの考えていったときに、やはりおのずとその辺については、ある程度マイナスの面、減額の面というのが出てくるのかなというふうに思っております。プロポーザルの中で見積書というものを出してもらうような形になっています。したがって、今、私どもがどのくらいを想定しているかというのはお答えができません。ただ、現在の予算をベースにして、ある程度の減額というのですか、いうものは必然的になってくるのかなというふうには今考えております。

○**藤野幹男議長**　川口浩史議員。

○**9番（川口浩史議員）**　ただ、4,000万円を下回るものを持っていないと、金額的なメリットというのは皆さん方からすればないわけですので、進める立場としては、このくらいのことは持っていかないといけないのだというふうに思うのです。ただ、持っていないというのでは、しようがありません。

　この委託にして、先ほどの足立区の問題ですね。委託にして、経費の節減は最初はできたのだけれども、結局値が上がってしまって、ふえてしまったということなのですね。仕方なく1校当たりの調理員を減らすことをしてしまったというのですね。やっぱり調理員減らしていけば、食の安全の欠如というものが出てくるだろうし、調理員一人一人にまた過重な負担がかかってくるわけですので、十分な調理ができるのかという問題も出てくるわけですよね。それだけではなくて、やはり品数も少なくなってしまったと。副食が3品出ていたものが2品になってしまったということなのですね。

どんな研究をされて民間委託を選んだかというのが、それをちょっとお聞きしたいのですけれども、十分な研究のもとに、こういう例も知っていて民間委託を選んだのかどうか、伺いたいと思います。

○**藤野幹男議長**　答弁求めます。

高橋副町長。

○**高橋兼次副町長**　先ほど、民間委託の意義のところで２点についてお答え申し上げました。今、川口議員ご指摘のところは、当然これから、我々がプロポーザル受ける中で、どういうふうに会社側が考えているのとかいうものは、十二分に意見聴取をすると。おかずの数が減ったと。そういうのは、足立区がどういう状況でそういうふうになったか我々は承知しておりません。ただ、先ほども申し上げましたように、献立の指示書というのは、町がつくって町が出すわけです。したがって、そのおかずの数が調理員云々によって減るというのは、ちょっと考えづらいのかなというふうに思っております。そういうものについては、何回も繰り返すようですけれども、町がきちっと責任を持って管理運営をしていくということですから。今おっしゃられるようなことは、嵐山としては当然あってはならないというふうに考えています。調理員も、先ほど、こども課長の最初の答弁にございましたように、主任の方については、こういう経験がこうですよと。班長さんについてはこうですよと。正職員は少なくとも５人以上雇っていただくのですよというものをきちっと仕様書の中に示して提案をしていただくわけですから。今、川口議員が危惧しているような

ことは、嵐山においてはないように、我々としても十二分に管理運営をしていきたいというふうに考えております。

○**藤野幹男議長**　川口浩史議員。

○**9番（川口浩史議員）**　足立区の場合は、委託費がふえてしまったので、それでそういうところにしわ寄せが来たということなのですよ。これ、ほかでもあるのですよ。思ったほど減っていなかったというのが。大阪府の高石市でも、思ったというか、減っていないと。むしろ高いということが2007年から2010年度の間で出ているのですけれども。やっぱりちょっと、そういうのもきちんと調査した上で、私はやっていくことが大事だというふうに思うのです。ちょっと、余り、そういうつもりがなさそうなので。ただ、腹の中にはとめておいていただきたいと思うのですね。

　しっかり町が見るのだと、そういうようなことをおっしゃいましたね。それで、ちょっと伺いたいのですけれども、今、栄養士は栄養の献立を給食の献立を立てて、実際給食調理場でも、いろんな指示、指導というのはしているのでしょうか。

○**藤野幹男議長**　答弁求めます。

　小林こども課長。

○**小林一好教育委員会こども課長**　必要に応じてやっております。

○**藤野幹男議長**　川口浩史議員。

○**9番（川口浩史議員）**　これは、その問題が、ちょっと埼玉県の鳩ケ谷市で

は大きな問題になりまして、埼玉労働局が指導の是正指導をするようにということを行ったのですね。昨年の７月だそうです。鳩ケ谷市では、回答を９月にしているということなのですけれども。何が問題かというと、厚生労働省の37号告示というのがあるのですね。これはどういうものかというと、「労働者派遣事業と請負により行われる事業とその区分に関する基準」というのに抵触したということなのですね。これはどういうことかというと、一般的に偽装請負になってしまうのだと。偽装請負というのは、発注者が発注をするだけで、あとは労働者に指示命令するのは、その会社であるということがあるのですね。それを発注者が、直接、発注者側が労働者にいろいろ指示をするというのは、この偽装請負になってしまう。なぜそこが偽装請負なのかというのは、労働者を守るための、そういう37号告示なのですね。鳩ケ谷市は、そういうことで是正指導を受けたわけなのですけれども、ちょっと、まずこれはご存じでしたか。

○**藤野幹男議長**　答弁求めます。

　小林こども課長。

○**小林一好教育委員会こども課長**　はい。承知しております。

○**藤野幹男議長**　川口浩史議員。

○**9番（川口浩史議員）**　そうすると、この問題は、今度の委託の問題には全然触れないということでやれるのでしょうか。

○**藤野幹男議長**　小林こども課長。

○**小林一好教育委員会こども課長**　今、議員さんのほうからお話がありましたものについては、職業安定法の第４４条に係るものかなというふうに考えております。

そういった中で、私が、栄養士が指示しているかということで聞かれましたので、現状においてはしていますという意味でお答えをさせていただきました。これが委託になった段階では、直接労働者に対して指示伝達等はできません。先ほどラインという形で、責任者、班長という形でお話をさせていただきましたですけれども、こちら等を通じて、必要があってやる場合には、指示というか、そういった形は可能というふうに聞いておりますので、個々の従業員に対しての指示については、そちらの責任者ないし班長のほうから、いわゆる伝達をして周知徹底をしていくと、こういうふうな形になるわけでございまして、いわゆる委託側の学校の職員が受託側の調理師従事者に対して直接指導と、これはできない仕組みになっていると、こういうふうに理解しております。

以上です。

○**藤野幹男議長**　川口浩史議員。

○**9番（川口浩史議員）**　安全な、そしておいしい給食を子供たちに食べてもらうのに、調理員との連携というのは私は必要だというふうに思うのですよね。それがなくなるということに対して、ちょっとまずいなというふうには、どうですか、お考えになりませんか。

○**藤野幹男議長**　小林こども課長。

○**小林一好教育委員会こども課長**　連携するというのは、至って必要かというふうに考えております。この連携につきましては、事前の責任者との打ち合わせとか、会社との打ち合わせとか、あるいは献立をある一定期間の前に示して、そういった打ち合わせとか、そういった観点等を考えていきますと十分対応は可能というふうに考えております。

　以上です。

○**藤野幹男議長**　川口浩史議員。

○**9番（川口浩史議員）**　そういうふうにできればいいのですけれども、現実には臨機応変に対応しなければならないという場面というのはいっぱい出てくるわけですよね。そのときに、上からの指示、いわゆる発注者からの指示ができないというのは、私は問題を残すというふうに言わざるを得ないのです。そういう問題を残して進めてしまうということは、課長がおっしゃった、「学校給食は教育の目的を実現するため、日常生活における食事についても正しい理解をこの給食の場で理解してもらうのだ」と云々と課長おっしゃいましたけれども、そういうものが私は後景に追いやられてしまう可能性があるというふうに思いますよ。安全性の問題も、とりあえず会社側に指示をしておけば、もう十分だというのも、これもちょっと町側にとっては責任放棄でありますので、こういうのは非常にまずいというふうに私は思います。その程度で終わりにしておきたいというふうに思います。

それでは、次に、2番目についてご質問をいたします。

デマンド交通です。嵐山町も高齢化率が23%になっております。高齢者の足の確保というのが大変重要な課題であります。そういう中で、家のドアからドアへを実現するため、デマンド交通を本町は研究してきたわけです。そこでお伺いをいたします。①として、どこまで研究が進まれてきたのか伺います。②として、いつから開始になるのか、お聞きをいたします。

○**藤野幹男議長** それでは、答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○**岩澤浩子健康福祉課長** 質問項目2の小項目①どこまで研究が進められたかにつきましてお答えをいたします。

本年5月6日にプロジェクトチームを発足し、交通弱者のための交通手段の確保という観点から、現在まで5回の会議を開催し検討を重ねております。9月29日には、人口、面積など、嵐山町となるべく同条件の市町村を選定いたしまして、埼玉県内でデマンド交通を実施している鳩山町と北本市を視察いたしました。

デマンド交通につきましては、道路運送法による一般旅客自動車運送事業を実施するバスやタクシー会社に補助する方法、町が直営で実施する方法、タクシー利用補助券の交付等による方法などがあります。実際の運行形態につきましては、事業の目的、利用対象者、利用者数など、地域の実情に合った方法を検討することとなります。プロジェクトチームにつきまして

は、次回の会議において検討結果を取りまとめる予定というふうになっております。

続きまして、小項目②いつから開始になるのかにつきましてお答えをいたします。現在、当初予算編成を行っておりますが、デマンド交通に関する事業につきましては、平成23年度中に事業が開始できるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○**藤野幹男議長**　川口浩史議員。

○**9番（川口浩史議員）**　平成23年度中ですから、1年、早ければ4月からということになるのだと思うのですけれども。これだけ聞けば、もう私のほうは十分と言えば十分なのですが。ちょっとそれで伺いたいと思うのですが。

鳩山町の私もちょっと状況を見ておりますけれども、嵐山町も鳩山町のような小型車、あるいはタクシーの利用というのを考えているのか。決まっていないから、どこまでお答えできるのかわかりませんが、ちょっとその辺伺いたいと思います。

○**藤野幹男議長**　答弁求めます。

岩澤健康福祉課長。

○**岩澤浩子健康福祉課長**　具体的なものについては、ある程度の方向性は出ているのですけれども、これからの会議の中で詰めてまいりますので、ここでちょっと、こういう形でというのはちょっと申し上げられないので、すみま

せんけれども、ご理解いただきたいと思います。

○**藤野幹男議長**　川口浩史議員。

○**9番（川口浩史議員）**　そうですか。それから、デマンドで鳩山町も町負担が、これは循環バスも入ってですので、一概にこの金額がかかるというふうには言えないのでしょうけれども、3,400万円ほど町負担として見ているわけですね。嵐山町もやっぱりそのくらいを見ていくのかな、3,000万円くらいを見ていくのかなと思っているのですが。あれ、副町長、首を振りましたけれども、では、ちょっとどういう意味でしょうか。

○**藤野幹男議長**　何。

○**9番（川口浩史議員）**　いやいや、首を振ったから。そんなものではできないよというような。

○**藤野幹男議長**　予想ではだめだよ。どうぞ、続けてください。

○**9番（川口浩史議員）**　だから、質問ですよ。ちょっと、どういう意味で首を振ったのか。そんな金額ではできないよということで、おっしゃった、首を振ったのか。

○**藤野幹男議長**　では、だれ。

　副町長、では、お願いします。

○**高橋兼次副町長**　先ほど課長答えましたように、今研究中でございます。ただ、今川口議員がおっしゃるように、鳩山でやっている3,000数百万ですが、今の嵐山の情勢からいって、その金額、それ以上ということは、ちょっと

今の状況からいって難しいのかなというふうに考えております。ただ、やり方によって、お金というのは幾らでもかかるわけですけれども、プロジェクトチームで研究している嵐山にあって、そしてまた、当然、それはお金の問題も出てくるわけでございまして、嵐山にふさわしい規模というのですか、というものも、そんなに先に寄らない間に研究チームの中で出てくるのかなというふうには考えております。

○**藤野幹男議長**　川口浩史議員。

○**9番（川口浩史議員）**　そうすると、もっと低くできること、今おっしゃったのかなと思うのですよね。国の補助金というものを考えているのかなというふうに思うのですけれども、ちょっとその辺の当てがあるのか伺うのと、１日どのくらいの利用があれば町は採算はとれているというふうに見るのか。ちょっと細かい数字であるのですが。

○**藤野幹男議長**　答弁求めます。

　高橋副町長。

○**高橋兼次副町長**　１日何人ぐらいあれば採算が合うのかと。採算が合うというのをどういう観点でとらえているのか、ちょっと私にもわかりかねるところもございますけれども、採算がとれるデマンド交通の体系というのは、ちょっと考えられないのではないかなというふうに思っています。

○**藤野幹男議長**　川口浩史議員。

○**9番（川口浩史議員）**　ちょっと、では言い方が悪かったですね。もともと採

算とれるものではないということでおっしゃったのでしょう。でも、どのくらいの利用を目指しているのか、その点をちょっと聞きたかったのですが、いいでしょう。

それで、協議会をつくれば、国からの補助金というのが来るわけですよね。町にちょっと、その辺を伺いたいと思いますけれども。

○**藤野幹男議長**　答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○**岩澤浩子健康福祉課長**　その法定協議会を設置しなければならないというのは、確かに視察をいたしました鳩山町、北本市、いずれのところもそのような経過がございますけれども、そうしますと大変期間がかかってまいります。鳩山町におきましても、もう18年度からスタート、そういった検討を始めまして、試行的に21年度に行って今年度から本格実施というふうな形になっておりまして、国の補助金を受けるためには一定の制約がございます。そして、今おっしゃったような法定協議会を設置しなければならないというのもありますし、現況調査、ニーズ調査、それから計画のほうもつくらなければいけないというふうな制約がございます。そうしますと、始めるのにいろんな経過をたどらなくてはいけないというのもありますし、それで視察の中でもお聞きしましたけれども、今、その補助金というのが、本来2分の1の補助金なのですけれども、それが実際には3分の1あるいは4分の1になってきていると、国のほうも大分絞ってきているというふうな現状でございますので、嵐

山町は特にそういった計画を持たないで始めていきたいというふうに思っております。

　以上です。

○**藤野幹男議長**　川口浩史議員。

○**9番（川口浩史議員）**　とはいえ、協議会をつくれば4分の１、もっと低いかな、今は。それでも国からの補助金が来れば、お金の問題で、いつからしようかということで考えているわけでしょう。ちょっと先になって、試行的なものも含めてやると、どのぐらいになるでしょうね。２～3年先になりますか。ちょっとその辺、いかがでしょうか。

○**藤野幹男議長**　答弁求めます。

　岩澤健康福祉課長。

○**岩澤浩子健康福祉課長**　鳩山の例を申し上げますと、平成20年度に法定協議会を設置をいたしまして、それで補助金の使い道としましては、先ほど申し上げましたように、ニーズ調査ですとか実態調査の補助金が来ているというふうな状況だと思います。そして、21年度から試行的な実施が行われまして、22年度の本格的実施ということになりますので、3年目ぐらいに実施ができるのかなと。最短で考えても3年目ぐらいになるのかなというふうに思っております。

　以上です。

○**藤野幹男議長**　川口浩史議員。

○**9番（川口浩史議員）** 鳩山町も試行的なことで21年から、もう21年の決算が出ているのですけれども、やれたわけですよね。そうすれば、そんなに私は大きな問題ではないなというふうに思うのですけれども。しかも、お金が来るというのは。なぜそこで、私はやらないのかというのは、いまいちまだわからないのですけれども、何かうまく説明できますか。

○**藤野幹男議長** 岩澤健康福祉課長。

○**岩澤浩子健康福祉課長** 今は町長の諮問を受けまして、プロジェクトチームで研究をしている段階でございますので、またその結果を踏まえまして、担当課として検討していきたいというふうに思います。

○**藤野幹男議長** どうもご苦労さまでした。

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○**藤野幹男議長** 続いて、本日5番目の一般質問は、受付番号5番、議席番号2番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項1の国民健康保険についてからお願いいたします。

〔2番 青柳賢治議員一般質問席登壇〕

○**2番（青柳賢治議員）** 2番議員、青柳賢治です。議長のお許しいただきましたので、通告書に基づいて一般質問させていただきます。

まず、1番目の国民健康保険についてでございます。厚生労働省は、23年度、今年の22年度も引き上げがあったわけでありますが、今回異例の国

民健康保険の負担の上限を引き上げると。これは、中所得者層の保険料負担を軽減するということで方針を固めたようであるということでございます。これに対しまして、町としてはどのような対応をお考えになっていらっしゃるのでしょうか。また、所得割、資産割などの税率についてのお考えについてもお聞きしたいと思います。

　さらに、本日は資料のほうを請求いたしましたところ、いただきましてありがとうございました。お願いいたします。

○**藤野幹男議長**　それでは、答弁を求めます。

　中西税務課長。

○**中西敏雄税務課長**　それでは、質問項目1の小項目、課税限度額の引き上げと税率についてにつきましてお答えいたします。

　平成22年度の国民健康保険税の課税限度額は、医療分50万円、後期高齢者支援金分13万円、介護分10万円、合計73万円です。厚生労働省の平成23年度税制改正要望では、課税限度額を4万円引き上げる方針が示されております。内訳につきましては、医療分を1万円引き上げ50万円から51万円に、後期高齢者支援金分を1万円引き上げ13万円から14万円に、介護分を2万円引き上げ10万円から12万円に、合計73万円から77万円とする方針です。

　今のところ正式決定ではありませんが、町としては国の動向を見ながら国とあわせて税制改正をしたいと考えております。

また、所得割、資産割の税率につきましては、税制改正要望の中では特に示されておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○**藤野幹男議長**　青柳賢治議員。

○**2番（青柳賢治議員）**　それでは、いただきました回答書でございますけれども、確かにこの23年度税制改正要望でありまして、正式決定ではありません。ですけれども、この73万円になったときも、もちろんこれは専決処分でございましたけれども、この金額が第2回の定例会で通っております。それで、私、これをお聞きしたいのは、ここにも書いてありますように、この国民健康保険の財政状態です。きのうも補正予算でもありましたけれども、今年の21年度の所得割で約3,637万1,000円という減額をしなくてはならないという状況でございます。その中にあって、この限度額の引き上げというのは、そこにあるところの中所得者の層です。恐らく300万から400万円、この所得の人に対して何らかの措置をしてあげたいということから出てきているものだというふうに私は理解しております。そういう意味では、今の回答の中で、そういったことの返事はありませんですが、その辺については、何ら考慮ない形で進めていくような形になるのかどうか、お尋ねいたします。

○**藤野幹男議長**　答弁求めます。

中嶋町民課長。

○**中嶋秀雄町民課長**　それでは、私のほうから今のご質問については、ちょ

っとご答弁をさせていただきたいと思います。

今回、議員さんのご質問の中にもありますように、今回の引き上げにつきましては、基本的な考え方としますと、いわゆる中間層の引き上げに配慮しているというのが前提でございます。この考え方の基本でございますが、全体的な今後の方向を含めて、厚労省の国の考え方もちょっと申し上げたいと思いますけれども、こちらにつきましては、限度額の引き上げ。これにつきましては、医療費の増嵩が、今申し上げましたように、非常に国保全体が厳しいという認識のもとに、今後この財政状況を何とか維持していくためには引き上げが、どこの市町村、国保にあっても、これはやむを得ない状況に今あると。そういったぎりぎりの状況にあるという認識のもとで、国におきましては、中間所得層にこれ以上の負担を求めることは非常に厳しいだろうと。その中で、今後、現在でも一定の限度額に達成している課税限度額世帯の方たちには新たな負担を求めざるを得ないということでございまして。一応の今国から示されている基本といたしますと、今後、今現在 21 年度から4万円の引き上げが始まりました。今後どこまで、この引き上げを今考えているのかということでございますが、一応、協会けんぽの、被用者保険の協会けんぽ、こちらの課税限度額、こちらのほうがいわゆる医療費分と、それから後期高齢支援分、これが今現在 93 万円でございます。そして、今現在、国保の課税限度額、今 73 万円というお話をいただきましたが、これに対しますものは 65 万円でございます。ここにまだ 28 万円ほど乖離が生じている

と。この乖離部分につきまして、この協会けんぽの課税限度額をめどに今後引き上げを行っていく予定であるということが示されているところでございます。中間所得層にありましては、具体的にその部分を引き下げるというような考え方ではなくて、これ以上の引き上げは非常に厳しいだろうと。ですから、その部分について、いわゆる高所得の皆さんに負担をお願いして、少しでも引き上げ率を引き下げるといいますか、引き上げ率を引き下げるということで抑えられるのではないかというのがねらいだというふうに認識しております。

　以上でございます。

○**藤野幹男議長**　青柳賢治議員。

○**2番（青柳賢治議員）**　わかりました。それで、そうしますと、恐らく、この22年度のこの決算の料率書ですか、いただきました。これが税制改正の要望の中でも特に示されていないということで、その所得割、資産割の税率につきましては、この現状維持といいますか、ものだとしますと、今の答えの中から、その中所得者層に対してのねらいですよね、今回出てきているその23年度の税制改正要望は。町としてですから、その辺のところを、例えばこの何らかの平等割や均等割の中で、どうなのでしょうね、町の制度の中に、そういう応益分について、そのような均等割や平等割の中に、2割、7割というのは低所得者層へのものがあるのではないかと思うのですけれども、中所得者層に対してそのようなことはどうですか。

○**藤野幹男議長**　中嶋町民課長。

○**中嶋秀雄町民課長**　お答えをさせていただきます。

まず、中所得者層に対して何らかの対策が考えられないかという意味で、ちょっとお答えをさせていただきたいと思いますが、今の嵐山町の市町村、国保、こちらの財政状況につきましても、今、議員さんのほうからもお話しをいただきましたように非常に厳しい状況でございます。ですから、この税率そのもの、中間所得者層を含めて、この税率を何らかの形で引き下げるというようなことは、今の段階ではちょっと考えられないというふうに考えております。むしろ、いわゆる税率という観点から言いますと、今後、今、応益率、応能率という言葉をいただきましたが、応益率、これが平等割と均等割が応益部分、そして所得割と資産割が応能部分ということで、これ今4方式でこの医療費分につきましては、嵐山町は課税をさせていただいております。

この資料をちょっと見ていただきますと、既に後期高齢者の支援金分と介護分、こちらにつきましては2方式になっております。今後この4方式、税率そのものというよりも、その4方式のこの方式が今後見直されていく可能性はあるということで、全体的には税率が変わっている可能性はあるというふうに考えております。と申しますのは、今、広域化の支援方針というのが埼玉県で、この 12 月をめどにつくられる予定です。もう一方、国では医療制度改革ということで、この 12 月に最終的な取りまとめが出るというふうに言われております。そして、来年度の改正に、法改正にかけていくのだというこ

とで、その中で広域化というものが今クローズアップされておりまして、少なくとも中間報告、国の中間報告によりますと、２５年度の新制度の改正に当たっては、少なくとも７５歳以上の方たちについては国保に移ってもらうけれども、その部分については県単位の医療制度を持っていくのだと、つくっていくのだというような形になっています。その中で、将来的には、この部分についても県単位での一本化を図っているというような方向は出されております。そういった中で、埼玉県のいわゆる広域化支援方針という計画が今できているのですけれども、今作成がされているところでございますが、その中におきまして、その制度を踏まえて、4方式の税方式については2方式に合わせていく必要があるだろうという方針が今出される予定になっております。

　つまり本来ですと、いわゆる応能割、応益率の割合というのは、国が示しているのは５０対５０、5対5の割合が一番望ましいよということで示されております。しかしながら、埼玉県内の状況を今見ますと、大体2方式、それから4方式、両方ともあるのですけれども、その応能部分が大体7割、応益部分が3割というのが埼玉県の平均でございます。ですから、今の県の支援方針の中では、恐らく一たんは7対3の割合で応能、応益というものを定め、その後、一本化に向けて5対5に近づけていくというような段階で、税率の見直しが行われていくのではないかというふうに考えております。

　以上でございます。

○**藤野幹男議長**　青柳賢治議員。

○**2番（青柳賢治議員）**　そうですね。確かにきょうあたりの新聞におきましても、この保険料の格差が全国でやはり4.8倍ぐらいに及んでいるということでございますので、この保険料の運営が、これからは地方でも県のほうですか、移っていくような情報も載っています。いずれにいたしましても、恐らくこれは23年度においても進められることになると思いますけれども、その場合においては、嵐山町の場合は、今ここに回答いただいた最高限度額が51万、それから後期高齢支援金分は13万から14万へと、介護分は12万というふうに限度額を上げていくということとして理解してよろしいですか。

○**藤野幹男議長**　中嶋町民課長。

○**中嶋秀雄町民課長**　今の回答させていただきました中に、県の、埼玉県の広域化支援方針、これも12月中にできる予定でございます。この中に、素案の段階でございますが、この限度額につきましても、法の改正に伴って、将来の統一化も含めて、この課税限度額の改正については、国の法制化に合わせて引き上げていくのだというようなものを示されておりますので、嵐山町についても、そのような形で考えていきたいというふうに考えております。

　以上でございます。

○**藤野幹男議長**　青柳賢治議員。

○**2番（青柳賢治議員）**　では、次の質問に行かせていただきます。

○**藤野幹男議長**　はい、どうぞ。

○**2番（青柳賢治議員）**　2番目でございますけれども、所得税、住民税の扶

養控除が廃止になりまして、それに伴う負担増ということについてでございます。

子ども手当が創設されまして、政府のほうでは、2010 年度の税制改正で、年少扶養控除の段階的廃止を決めました。この控除廃止で課税所得がふえるために、課税所得を基準に算定される公共サービス、こちらの利用者の負担がふえてしまうということが出てまいりました。かなりのことに及んでくるというふうに聞いておりますけれども、その辺の課税所得がふえることによっての影響に対しまして、町としてはどのようにお考えになっていらっしゃるでしょうか。また、この影響を受けることとなるサービス。私、今ここで想定していますのは保育料等でございますけれども、各サービスについてお答えいただければありがたいと思います。

○**藤野幹男議長**　それでは、順次答弁を求めます。

初めに岩澤健康福祉課長。

○**岩澤浩子健康福祉課長**　質問項目2の所得税・住民税の扶養控除廃止に伴う負担増につきましてお答えをいたします。

健康福祉課に関するものといたしましては、障害福祉関係では障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス及び補装具に係る自己負担や自立支援医療、いわゆる精神通院の自己負担などが住民税の課税状況によって区分されております。そのほか、難病患者等居宅支援事業に係る自己負担につきましてもかかわっております。

高齢福祉関係では、養護老人ホームへの入所要件や扶養義務者負担に所得税・市町村民税の課税状況が関係してまいります。また、介護保険では65歳以上の方の保険料や施設サービスを利用した際の居住費及び食費の自己負担額、高額介護サービス費の所得区分などにも市町村民税の課税状況が関係しております。

そのほか、インフルエンザワクチンの接種費用に対する負担軽減策といたしまして、住民税非課税世帯の方へ負担助成を行っておりますので、これらにも関係してくるものと考えております。

国は、こうした影響に対しまして、国が所管する制度に対し、政府税制調査会に設置された控除廃止の影響に係るプロジェクト・チームにより検討され、その報告書がまとめられております。今後、その報告書をもとに、さらに検討を重ねた対応が図られるというふうに聞いております。町といたしましては、こうした結果を踏まえまして、その他影響の残る事業に対し、大きく影響が出ないよう検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○**藤野幹男議長**　次に、小林こども課長。

○**小林一好教育委員会こども課長**　それでは、私のほうからも、質問項目２の所得税・住民税の扶養控除廃止に伴う負担増につきまして、お答えをさせていただきます。

年少扶養控除に係る影響につきまして、こども課所管の事業では、先ほ

ど議員さんのほうからお話ありましたように、保育所に係る保育料と、それからもう一つ、幼稚園就園奨励費、こちらの２件がかかわってまいります。国においては、政府税制調査会に設置された控除廃止の影響に係るプロジェクト・チームを立ち上げ、対応等の基本的な方向性について検討が重ねられ、本年の１０月６日付にて報告書がまとめられました。しかしながら、その方向性が決定したとの情報はいまだ把握しておりません。先般、県当局に打診をいたしましたが、情報は入っていないという回答でした。今後の動向を注視しつつ適正に対処してまいりたいと考えております。

　以上、答弁とさせていただきます。

○**藤野幹男議長**　青柳賢治議員。

○**2番（青柳賢治議員）**　本当に子ども手当の創設がこういうところまで影響してきました。そして、非常に子供を預けてくれる、保育する、お父さんやお母さん、そして今の回答ですと、何ら一切国のほうからの控除是正の廃止に伴う負担増については予算措置すらもできないのかというふうな形、私ちょっと今、本当に町もそうですけれども、負担される増になることを考えますと、どういう子ども手当だったのかなというふうに思うのですが、全く国からはこれについての町への支援とか、それから増に伴って、それぞれの今、１つ目と2つ目で増額になる方が出ております。今の段階では、全くそういうふうな、国からの負担増についての支援のようなものは得られるというようなことではないのですか。もう一度、ちょっとその辺のところ確認させてくださ

い。

○**藤野幹男議長**　小林こども課長、答弁お願いします。

○**小林一好教育委員会こども課長**　今、先ほど、当初お答えさせていただきましたように、議員さんのほうからもお話がありましたように、年少扶養控除が廃止されることによりまして税額等は上がっていくというのは承知はするのですけれども、そこは明確にわかっているのですけれども、それに対する対応策というのでしょうか。こういうふうに対応というふうな、国のほうからは全く来ておりません。

　以上です。

○**藤野幹男議長**　青柳賢治議員。

○**2番（青柳賢治議員）**　そうすると、とりあえず影響が出てくるのは、2011年の扶養控除がなくなりますので、2012年ということになるかと思うのですよね。もし国のほうから、今国もかなり予算を組みながら、どこで高所得者の配偶者控除を制限するかとかいうことで国のほうも進めているわけですけれども、もしこれが今のような段階でいらっしゃるとすると、ついこの間も、9月の定例会で階層を保育の12階級にしてやっていただいた。非常に町の、町民の皆さんの保育預ける方はありがたいことだということで喜んでいました。全体で約5％ほどの影響があったわけですけれども。そうすると、これがこの階層からいくと、特に影響が出てくるのは3歳未満の子供さん持っているところに行くので、今の段階だと、あくまでも負担増というのは税制改正

によるものでありますので、納税者負担といいますか、サービスを受ける人の負担でいかざるを得ないのだろうなというような見通しでいらっしゃるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○**藤野幹男議長**　小林こども課長。

○**小林一好教育委員会こども課長**　何ともいかんとも答えようがないのですけれども、保育料につきましては、今お話がありましたように、９月で来年度からの改正、階層区分をふやしてきております。第１階層につきましては、生活保護法に伴う世帯ということで、これはゼロということです。第2階層、第３階層、これが市町村民税のほうで、額によって、非課税世帯あるいは課税世帯ということで対応しております。こちらのほうが、いわゆる 33 万円ほどの税が、ごめんなさい、あれが扶養控除がなくなるというふうなことでございます。そういったことは承知しているのですけれども、これは今お話しのように、そのままかと言われると、何らかの対応はあるのではないかというふうに期待はしているのですけれども、現段階ではちょっと、何とも申し上げようがないということでご理解いただければというふうに思っております。

　以上です。

○**藤野幹男議長**　青柳賢治議員。

○**2番（青柳賢治議員）**　私の見た情報では、保育料が変わらないような、そういう基準法を新たに作成する方針であるというようなことも国のほうからの話もありますけれども。いずれにしましても、これは地方にとっても、当然私

たち嵐山町のたかだか1万8,000か1万9,000人しかいない町にとっては大変な問題なのですよね。ですから、国のほうになるべく円滑な連携ということを進めて、できるだけ負担増の緩和を図っていただきたいというふうに思います。

以上、次に進みます。

○**藤野幹男議長**　はい。

○**2番（青柳賢治議員）**　高齢者の社会活動についてでございます。

第4期の高齢者福祉計画、これ21年度から23年度というのができて、今進められているわけですけれども、この高齢者福祉計画、介護保険事業計画では、介護予防の推進ということで、一般高齢者対象の事業が一覧されておりまして。ただ、どれも、1から4まで課題があるようでございます。元気な高齢者をふやして、その介護保険料を少しでも安くするという、安く維持するというねらいからも、介護支援ボランティア制度というようなものが大分各市町村にできつつあります。そんな中で、この第4期が進んでいるわけですけれども、町としては、その点についてどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。また、高齢者の困り事などに対応できる元気な高齢者の皆さんの活動の場を用意すると、自治体として用意をするということについてはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○**藤野幹男議長**　それでは、答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○**岩澤浩子健康福祉課長**　質問項目3の高齢者の社会活動につきまして、お答えをいたします。

一般高齢者等を対象としました介護予防事業などへのボランティアの参加につきましては、平成21年度において延べ人数で163人のご協力をいただき、内訳につきましては、次のとおりとなっております。元気はつらつ教室（やすらぎ）に23人、シニアいきいき講座（やすらぎ）に22人、めざせ100歳元気元気事業及び自主事業に118人の方のご協力をいただきました。ご協力をいただいた方につきましては、平成18年度から3年間実施いたしましたボールボランティア養成事業に参加をいただいております。現在ご協力をいただいておりますボールボランティアの方は実人数で16人、うち65歳以上の方が10人というふうになっております。

なお、事業にご協力をいただいた場合、1回当たり500円の報償費をお支払いしております。

今回ご提案いただきました介護支援ボランティア制度につきましては、東京都稲城市から始まりまして、東京都特別区などにおいて実施されているようでございますので、先進地の事例などを参考に検討してまいりたいというふうに考えております。

また、同制度を含め、元気な高齢者の活動の場などにつきましては、来年度協働のまちづくりに向けた機構改革が行われ、地域支援やボランティア育成を所管する課などが設置される予定となっておりますので、関係各課

と調整を図りながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○**藤野幹男議長**　青柳賢治議員。

○**2番（青柳賢治議員）**　そうですか。これはやはり、このような報償費を出していただいて進んでいることについては本当にありがたいと思います。それで、私、平成20年にもこのような話をさせていただいたのですが、やはり介護保険の決算書を見ますと、やはりこのような活動をする中に、めざせ100歳元気元気事業を中心にして、約150万ほどですか、予算がとられているわけです。

私がこの中で申し上げていきたいのは、老人会だとか、それからシルバー人材センター、それから社会福祉協議会等を中心にして、嵐山町の高齢者に対する社会活動といいますか、非常にいい状況へ進んできているというふうに私は思うのですよ。それで、何をここで私が申し上げたいかといいますと、シルバー人材センターとか、それから老人会、なかなかこういうところに、ちょっとやっぱり、ちょっと行きづらいのだよねというようなお年寄り、仕事がある程度一段落したような方がいるのですよね。そういうような方にあれば、第3の道と言ってはおかしいのですけれども、何かそういうものをつくってあげられないだろうかなというのが発端でございまして、これからやはり、我々がもっともっとということを行政に要求するというもう時代ではないのですよね。我々が、やはり町長がおっしゃるように、地域社会、地域系と言うの

ですけれども、この本当の縁の社会です。行政頼みからの脱却と言います
けれども。ですけれども、そうはいっても、行政には活動の場を用意したり、
NPOを支援したりするということが求められると思うのですよ。その中で、今、
こういう社協の嵐山のこの中にも、これ社協ですけれども、この後ろにも「ボ
ランティアを募集する」とか出ています。それで、今実際に回答いただいた、
元気なお年寄りが実人数で 60 歳以上の方が 10 人いらっしゃるというふう
に回答いただきましたけれども、この辺の人数をさらに拡大をして進めてい
くような方針はいかがなのですか。

○**藤野幹男議長**　答弁求めます。

　岩澤健康福祉課長。

○**岩澤浩子健康福祉課長**　ただいま答弁をさせていただいた中には、ちょっ
と触れさせていただかなかったのですが、今のお話のように、社協のほうに、
大変個人、それと団体の中で、ボランティア精神に富んだ方が大変登録を
いただいて、いろんな形でボランティア活動をしていただいております。ただ、
そういった方が、必ずしも町の事業のほうに直接結びついていないというふ
うな現状もございますので、社協のほうのいろんな事業にはご活躍いただい
ておりますし、施設等への支援などもいただいておりますけれども、町の事
業のほうにも今後結びつければなというふうに考えております。

　以上です。

○**藤野幹男議長**　青柳賢治議員。

○**2番（青柳賢治議員）** そうしますと、このきょう回答いただいたボランティア制度ということを検討していただけるということなのですけれども、いずれにしても、一般の高齢者の方、この方がやはりいずれにしても何らかの活動に携わってもらって、それで元気でいてもらうということは、当然介護保険にはね返るわけですから、町にとっても本当にありがたいわけですよね。それで、この東京の稲城市なんかは、やはり最初のパイロットだったわけなのでしょうけれども、非常にかなりの介護保険が減額になっていると、1人当たりの。11.幾らという金額出ていました。それで、この中で、このかかわっていくお年寄りの皆さんを、今お答えいただいた中の健康福祉課になるのですか、地域地域とか、それから場所場所分けて、どんな方法でふやしていけるかなというようなことを、ちょっとありましたら教えていただきたいのですが。

○**藤野幹男議長** 岩澤健康福祉課長。

○**岩澤浩子健康福祉課長** ちょっと私のほうで言葉が足らなかったのですけれども、社協のほうのボランティアで活躍をいただいている方の中で、65歳以上の方がかなりいらっしゃるのだと思います。ですから、今現在でも高齢者の方がかなりボランティアに加わっていただいているというふうな現状がございますので、ここのところを活用と言うと失礼ですけれども、動いていただくのが一つの方法かなというふうには思っております。

それから、今後のことですけれども、まだ具体的な方法というのはここでは申し上げられませんけれども、ぜひそういった協力がいただける方には、

ご協力いただくような方策を考えていきたいというふうに思っております。

　以上です。

◎**会議時間の延長**

○**藤野幹男議長**　ちょっとすみません。ちょっと早いのですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○**藤野幹男議長**　どうぞ、青柳賢治議員。

○**2番（青柳賢治議員）**　そうですね。ありがたい答弁です。やはり、ここにもモデルで出ている地域も、やはり社協をうまく使って、今約7万7,000ぐらいの市なのですよね。約400人がサポーターとして登録されているそうなのですよ。嵐山町の場合は1万9,000ですから、その3分の1でもいいと思うのですけれども。100人から150人ぐらいの人が登録されたら十分だと私思っているのですけれども。その社協のことを聞いてはなんですけれども、社協のそこにかかわっている皆さんというのは、どんなふうなお仕事を具体的にしていらっしゃるか、もしわかりましたら教えてください。

○**藤野幹男議長**　岩澤健康福祉課長。

○**岩澤浩子健康福祉課長**　個々の団体によっていろいろだと思いますけれども、一つには子育て関係にも加わっていただいておりますし、高齢者のいろいろな施設へ行ってのボランティアですとか、あとは地域でいろいろ事業

等を行っている中でボランティアを行っていただいたりとか、ちょっと詳しいことが今すぐ出てこないのですけれども、あとは災害のボランティアなどにも登録をいただいているというふうに思っております。

以上です。

○**藤野幹男議長**　青柳賢治議員。

○**2番（青柳賢治議員）**　先ほどから出ていますけれども、地域の地域づくり、第5次総合振興計画の今回いただいた中にも、やはり高齢者の対策というのが本当に1番を占めております。そして、こういったところにも、当然さっきもお答えいただきましたけれども、大勢な元気なお年寄りが見守りや、それから学校ボランティアなんかにも携わっていただいていますけれども、嵐山町は、やはりこの制度を他町に誇れるぐらいの、今でも誇れると思いますけれども、さらに充実したお年寄りがいていただける町を目指して、この事業もぜひ上手に取り入れていただけたらと思います。

以上をもちまして終わります。

○**藤野幹男議長**　どうもご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。おおむね10分間。

休　　憩　午後　4時40分

再　　開　午後　4時55分

○**藤野幹男議長**　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　**畠　山　美　幸　議　員**

○**藤野幹男議長**　一般質問を続行いたします。

　続いて、本日最後の一般質問は、受付番号6番、議席番号1番、畠山美幸議員。

　初めに、質問事項1の子宮頸がん公費助成についてからお願いいたします。どうぞ。

〔1番　畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○**1番（畠山美幸議員）**　議席番号1番、公明党、畠山美幸。議長のご指名がございましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきたいと思います。

　まず、大きい項目の1番、子宮頸がん公費助成についてでございます。国では、子宮頸がんワクチンの補正予算において、2010年度後半から11年度まで国と地方で半分ずつ負担する形で本人負担なしで接種できるようにしたと10月8日表明した。費用は約2,000億円と見込まれている。子宮頸がんは20歳から30歳代に患者が多く、推定で年間約2,500人が死亡している。11歳から14歳でワクチンを接種すれば感染を7割減らせるとされるが、費用が5万円程度と高額です。このように政府の方針を受けて、ぜ

ひ比企管内での足並みをそろえての実施をしていただきたいと思います。

そこでお聞きします。①対象者として中学１年生から3年生の女子の人数をそれぞれお伺いします。

②中学校における女子生徒及び中学生保護者対象に子宮頸がんの説明会、講演会を開催することができるか、お聞きします。

③町長に政府の方針を受けてのお考えをお聞きします。

以上よろしくお願いいたします。

○**藤野幹男議長**　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目①及び②について、岩澤健康福祉課長。

○**岩澤浩子健康福祉課長**　質問項目1の小項目①の中学１年生から3年生の女子人数につきましてお答えをいたします。

本年 11 月 24 日現在の菅谷中学校の女子生徒の人数から申し上げますと、1年生が 54 人、2年生が 38 人、3年生が 40 人で、合計 132 人でございます。次に、玉ノ岡中学校ですけれども、１年生が 27 人、2年生 38 人、3年生 28 人、合計 93 人で、両中学校を合わせますと1年生が 81 人、2年生 76 人、3年生 68 人、合計 225 人となります。

また、私立中学等へ通っている生徒もいると思いますので、生年月日から追ってみますと、1年生が 83 人、2年生 79 人、3年生 72 人、合計 234 人となっております。

続きまして、小項目の②中学女子生徒及び保護者に対する説明会、講

演会の開催につきましてお答えいたします。

子宮頸がんワクチン接種を実施するに当たりましては、ワクチンについて正しく理解していただく必要があります。特にワクチン接種をしたから子宮頸がんの予防ができたというふうに理解されては困りますので、あわせて健診を受けていただくことが大切であることなども知っていただくためにも、中学校等のご協力をいただきながら、何らかの形で説明会等を開催できればと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○**藤野幹男議長**　次に、小項目③についてを岩澤町長。

○**岩澤　勝町長**　質問項目4の小項目③の子宮頸がんワクチンの公費助成に対する考え方につきましてお答えをいたします。

先日の国の補正予算の成立によりまして、子宮頸がんワクチン接種に係る国の公費助成が確定いたしましたが、それまではっきりしたものが見えておりませんでした。また、公費助成の基準額が明確にされておらず、市町村が医師会等と委託契約を締結する金額の差額がどれくらいになるのかわからない状況でありまして、この差が大きければ国が2分の1の負担であっても、実質的には町の負担が2分の1を大きく上回ることとなり、財政的にも厳しくなってまいります。国の公費助成基準額がはっきり示された後に、医師会との契約交渉に臨むことがよろしいのではないかと判断をした次第でございます。

また、議員さんの質問にもありますように、ワクチン接種にありましてはご父兄の皆様にもワクチンについての正しいご理解をいただく上で始めさせていただきたいと考えておりますので、取り急いで実施をするのではなく、国の動向が確定してから町としての決定をしていきたいと思っております。

比企管内では、鳩山町とときがわ町の2町が今年度、国の助成を待たずに既に取り組んでおりますが、23 年度比企館内同じ足並みで実施できればと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○**藤野幹男議長**　畠山美幸議員。

○**1番（畠山美幸議員）**　再質問させていただきます。①のところでなのですけれども、大体町としてもしこの子宮頸がんをやるとするならば、何年生で、①ということではないのですけれども、何年生を対象に接種をするとお考えになりますか、お聞きします。

○**藤野幹男議長**　では、岩澤健康福祉課長。

○**岩澤浩子健康福祉課長**　担当課といたしましては、国の助成の対象となっております中学1年生から3年生までを対象として行ってまいりたいというふうに思っております。

○**藤野幹男議長**　畠山美幸議員。

○**1番（畠山美幸議員）**　最初やると決まったときには、1年生から3年生の全員対象でやるのが望ましいと思うのですけれども、その翌年からは例え

ば中1を対象にするとか、その辺はどのようにお考えになりますか。

○**藤野幹男議長**　岩澤健康福祉課長。

○**岩澤浩子健康福祉課長**　初年度につきましては1年生から3年生までの義務教育の中学生を実施をいたしまして、その以降については中学1年生を対象に行えればというふうに思っております。

○**藤野幹男議長**　畠山美幸議員。

○**1番（畠山美幸議員）**　先ほど町長のお話で、③のところになりますけれども、23 年度より比企管内と足並みをそろえて実施できればと思うというご答弁がございましたけれども、もう本当に鳩山とときがわ町は既にやっておりまして、今中学校3年生をお持ちのお母様方から、できれば今年度もそういうお話が聞こえているところで、ぜひ早い時点でやっていただきたいというお話があるのですね、ちらほらと。何とか、今年度この中学校3年生の子を対象になるような時期にというお考えはないでしょうか。

○**藤野幹男議長**　答弁を求めます。

　岩澤町長。

○**岩澤　勝町長**　お答えさせていただいたような状況で始めていきたいと思っております。

○**藤野幹男議長**　畠山美幸議員。

○**1番（畠山美幸議員）**　あともう一つ。今ワクチンはもちろん、あわせて健診も本当に大事だということなのですけれども、ただいま本町では子宮頸がん

の細胞診は実施していると思うのですけれども、細胞診とあとHPV検査というのが同時にできるのをご存じだと思うのですけれども、課長にお伺いしたいのですけれども、今本町ではHPV検査は同時進行でやっていらっしゃいますか。

○**藤野幹男議長**　岩澤健康福祉課長。

○**岩澤浩子健康福祉課長**　HPVというのは子宮頸がんワクチンの関係でそういうふうに言われますけれども、そういった関係ではなくてでしょうか。

○**藤野幹男議長**　畠山美幸議員、どうぞ。

○**1番（畠山美幸議員）**　HPV検査というのがこちらの冊子にあるのですけれども、子宮頸がん予防のためにということで、結局内診になるのですけれども、細胞をとるのですよね。そのときに、細胞診は今綿棒みたいなものでとって、細胞診というのはやってくださっているのですけれども、HPV検査というのはヒトパピローマウイルスに感染しているかどうかというのを、それと同時に2つ検査が、同じ1つの検査で2つ検査ができるそうなのですね。費用もそんなに高くなくてできるということなので、できれば本町でもしHPV検査をやっていないとするならば、同時にできますので、これをぜひ取り入れていただきたいと思うのですけれども、お考えをお伺いしたいと思います。

○**藤野幹男議長**　岩澤健康福祉課長。

○**岩澤浩子健康福祉課長**　ただ、今議員さんのほうからお話のありました検査につきまして、私ちょっと詳しい関係がわかりませんで何とも答えられない

のですけれども、ちょっと戻りまして確認をさせていただきたいと思います。

○**1番（畠山美幸議員）** では、後で結構です。

○**藤野幹男議長** よろしいですか。では、次にどうぞ。

畠山美幸議員。

○**1番（畠山美幸議員）** では、1番目の質問は終わりたいと思います。

次に、大きな2番目のヒトT細胞白血病ウイルス1型周知・指導・防止についてというところで、ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV－1）は、致死量の高い成人T細胞白血病（ATL）や進行性の歩行・排尿障害を伴う脊髄疾患（HAM）などを引き起こします。国内の感染者数、キャリアのことですけれども、は100万人以上と推定され、毎年1,000人以上がALTで命を落とし、HAM発症者は激痛や両足麻痺、排尿障害に苦しんでいます。現在の主な感染経路は母乳を介して母親から子供に感染する母子感染と性交渉による感染であり、そのうち母子感染が6割以上を占めています。そのため、自分自身がキャリアであることを知らずに子供を母乳で育て、数年後に自身が発症して初めて我が子に感染させてしまったことを知らされるケースがあります。

そこで、お伺いします。①この場合、母親の苦悩ははかり知れません。妊婦へのヒトT細胞白血病ウイルス1型に関する周知ができないかお伺いします。

②16日に通告書の提出をしたのですけれども、10月19日の新聞紙面

で見たのですけれども、厚労省はHTLV−１抗体検査を公費で妊婦健診の項目に加えるとありました。妊婦健康診査時にHTLV−１抗体検査を公費負担での実施はいつごろやっていただけるかどうか、伺います。また、陽性の妊婦へ授乳指導の実施ができるか伺います。

以上です。

○**藤野幹男議長**　それでは、答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○**岩澤浩子健康福祉課長**　質問項目２の小項目①のヒトT細胞白血病ウイルス１型の妊婦への周知につきましてお答えいたします。

妊娠期におきまして、ヒトT細胞白血病ウイルス１型抗体検査を行うことは母子感染予防対策として有効でありますので、これらの知識を持っていただき安心して妊娠出産ができるよう、いろいろな機会をとらえまして周知に努めたいと思っております。当面は、母子手帳を交付する際にリーフレットをお配りする形で周知を図ることを考えております。

次に、小項目②の検査の公費負担及び陽性の妊婦への授乳指導につきましてお答えをいたします。妊婦健康診査の際に、公費負担で受診できるよう県医師会からも強く要望されておりまして、23年度から県内統一の実施に向けて現在県の健康づくり支援課が中心となって調整を行っております。

続いて、陽性の妊婦への授乳指導についてでございますが、検査から始まり、診断、告知、出産後の母乳管理まで継続してフォローしていくことが

望ましいと言われております。断乳のために薬剤を使用したり、凍結解凍母乳を使用したりいたしますので、授乳指導は医療機関での実施になるのではないかと思っております。なお、メンタル面でのフォローや相談・助言につきましては町の保健師で対応可能でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○**藤野幹男議長**　畠山美幸議員。

○**1番（畠山美幸議員）**　やはりこの病気も私、今回この一般質問をするに当たって初めて知った病気だったのですけれども、恐ろしい病気があるなということで、40 年くらい潜伏期間があって、もう年がある程度いってから発病するというような病気だそうです。やはりキャリアになっている方は、本当に知らないうちに子育てが、もうだからもしかすると私なんかも感染しているのではないのかなと思ったりもしますけれども、そういうときに自分の子にうつしてはやっぱり大変だということで、今こういうことがわかりましたので、ぜひ本当に早い時期に検査をしてもらいたいのと同時に、やはり自分がもしもキャリアであった場合のその人のメンタル面というか、そういうところをやはり町としてもしっかりフォローしていただきたいので、今ここのところにもメンタル面でフォローや相談、助言につきまして町の保健師で対応してくださるということなので、その辺しっかりやっていただきたいと思います。

以上です。では、こちら終わります。

続きまして、大きい項目の3番目に移らさせていただきます。今年1月か

ら給食センターが稼働し、私たち議員も試食会で教育長より牛乳パックの片づけ方のご指導をいただきました。しかしながら、牛乳パックは現状ごみになっています。①１日のパック数量をお伺いしたいと思います。②子供たちに環境学習の観点から牛乳パックリサイクルを体験してもらい、資源の大切さや環境に対する慈しみを学ぶ上で実施できないか、お伺いします。

○**藤野幹男議長**　それでは、答弁を求めます。

　小林こども課長。

○**小林一好教育委員会こども課長**　それでは、質問項目の１の小項目①１日のパック数量、この件につきましてお答えをさせていただきます。

　１日のパック数量は、11月１日現在において1,631パックでございます。

　次に、質問項目１の小項目②子供たちの環境問題の取り組みの一環として牛乳パックのリサイクル、この件につきましてお答えをいたします。学校給食の牛乳パックのリサイクルを進めることは、ごみの減量化、再資源化につながり、物を大切にすることの意識の高揚が図られたり、学校で行うリサイクルが家庭にも波及することが期待されるなど、児童生徒の環境教育にも有意義であると考えております。

　次に、リサイクルに向けて業者が回収するまでの学校での作業ですが、まず水飲み場等にバケツ、水切りかごを用意します。次に、給食が終わりましたら各自牛乳パックを開いて水飲み場等に用意したバケツを利用して洗います。洗い終わったら、水切りかごに整えて乾かします。乾いたものは、

段ボール箱などに詰めて業者に回収をしてもらいますと。しかしながら、既に取り組んでいる学校の情報によりますと、幾つかの課題があります。まず、時間的に余裕がないことであります。給食が終わるとすぐに歯磨き、清掃の時間となります。現在でも歯磨き、清掃時間が予定どおりとれていない状況にあり、さらに時間的に厳しい状況にあります。そのほか、特に初夏から10月ごろまで乾かす際に異臭が発生すると。また、洗うための指導が大変であり、給食の片づけと重なり教員の負担が増大するなどであります。以上を踏まえて考えますと、近々での取り組みは難しい状況にあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○**藤野幹男議長**　畠山美幸議員。

○**1番（畠山美幸議員）**　難しいということで、きのうちょっと鳩山町の議場でちょっと一般質問を見学に行ってきたのですけれども、鳩山町では平成20年度の年からこちらの牛乳パックのリサイクルを行っていまして、先ほどの異臭の問題とかもあるのですが、私も早速学校のほうに志賀小と菅小に訪問しまして、牛乳パックをちょっといただいてきました。この間給食をいただいたときは、こちらの牛乳パックを１個広げて、これに畳んだものを収納して、大体１つに３つぐらい入るような形できれいにごみ袋の中に全部子供たちがきちんと入れた状態で捨ててありました。それを５～６個もらってきてちょっとうちでやったのですけれども、これ百均で買ったかごと容器なのですけれども。

聞きましたところ、これ戸田乳業さんという会社なのですよね。戸田乳業さんから鳩山町はバケツと、こういうかごのセットと、あとそれを広げたもので乾いたものを捨てるビニール袋と、全部一式ご用意してくださるそうなのですよ。それで、子供たちはではどうするかというと、本当にきれいに飲み干していないとじゃらじゃらとこぼれてしまうので、食べたお盆の空き容器の中にとりあえず広げたときにまず自分の飲んだものが残っていないかなと。まず捨てて、それで広げるのも全然畳むよりも早くこうやってもう手で、はさみとかは別に必要なくて、こういうふうに開いていけばすぐ、1リットルの牛乳パックよりも全然容易なのですよね、これ。このようにこういうふうに広げて、バケツが教室の後ろのほうにご用意、給食当番さんにご用意いただいたところでしゃばしゃばしゃばと洗って、このかごにこうやって収納、順番にこうやって収納して、もうこれで休憩時間にほとんど乾いてしまうというか。翌日これをこの状態にしていたものを次の配ぜんのときにビニールに捨てるというサイクルでやっているようなのですけれども、このようにしていけば、毎日この牛乳パックは業者の方がそのビニールに入れてお持ち帰りになって、鳩山町１,２００パックだったそうです。１年間でトイレットペーパー330個といったかな。金額にしてトイレットペーパー１個が30円と計算して１万円程度だったのだけれども、お金にはかえがたい学習になるということをきのう、あっちはこども課長と言わないのですけれども、その課の課長が答弁されていましたけれども。

ですので、頭で考えると何でも難しくなってしまいますので、ぜひやってみると全然、今も私今切ってぱっぱっぱってやった、あんな感じなので、ちゃんと順番をきちんと守ってやればあっという間にできてしまうことなので、何でも片づけ物もそうなのですけれども、やっぱり所在地をつくれば片づく、そういう形なので、ぜひ全然難しくないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○**藤野幹男議長**　答弁を求めます。

小林こども課長。

○**小林一好教育委員会こども課長**　実演ありがとうございました。実は、私もちょっとご質問いただいて、ある小学校を訪問して実際にこれをやっているところを見させていただきました。作業的には、今お話があったようなことです。この学校につきましては、給食の時間が50分、かなりやっぱり嵐山ですと、例えば菅小は40分なのですね。これはいろいろその学校の実情によりまして、七小は45分、志賀小は50分程度とっているようでございますけれども、この学校につきましては50分でございました。

今お話がありましたように、飲み終わりますと、この学校は、1階のほうへちょっとお邪魔したのですけれども、外へ出て、外にやっぱり蛇口のところがありまして、そこへバケツが2個用意してあります。そこに、2回すすいで水切りかごに1回伏せる。伏せたものを全部終わると教室のほうへ運んで、教室の中で乾かすと。この学校は、次の日、ですから1日置いて、簡単に言

えばきょうの分はきのうの分を当番がはさみで切って、これを重ねて配ぜん室のほうへ運んで、そこに段ボールが用意してありまして、そこで集積をしてこれを給食センターのほうへというふうなことでございました。

そういった中で、先生からもお話が聞ける機会があったのですけれども、議員さんのほうから教室で洗うというふうな話がありました。これ、やはり牛乳をそのままこぼしたりすると、やっぱり時期によってはかなりの異臭が出るというふうなお話。

それから、先ほど申し上げましたように、ここは外でやっていますので、子供は、先生は中にいてほかの子供たちと一緒に最後まで食べたり見たりしているわけですけれども、外に１人で行くので戻ってこなくなってしまうのだそうです。外で水遊びを始めて。そして、例えばそうすると先生があっち行ったりこっち行ったりいろいろと、そういうような弊害等もあるようでございました。ちなみに今お話ですと1ロール 30 円というふうなお話があったみたいですけれども、私が聞いたところは1ロール 25 円というようなことでお聞きしてきました。2円、１キロ2円で引き取ると。ちょっと1キロが今手元にあるので、どのくらいを1キロかというとちょっと把握していないのですけれども、ですから1ロールが 25 円ですので、大体 12.5 キロで1ロールというようなことで、金額的にもそういうふうなことを考えますと、そういうふうな内容だというふうなことでございました。やはり大体どのような内容かなというふうに思っております。

そうしたことで、先ほど申し上げましたように本町で取り組みをするというのは、学校の考え方等もありますので、校長会等にもちょっとお話はしてみたいかなというように思っておりますけれども、近々でのはちょっともう少し、今先ほども言ったようなこともありますので、もう少し時間をかけて情報提供等もしながら、学校がどういう対応をするのか、こちらで指示というわけにはいきませんので、学校のじかの取り組みというふうには考えておりますので、考え方で取り組みで考えております。

ちょっとあれになりますけれども、具体的な取り組みとしてはやはりいろいろやっています。例えばアルミ缶を回収したり、それからペットボトルのふたを回収したり、それから廃品回収、あるいは中学校ですと杉山城の環境整備等もやっております。いろいろ地域地域、あるいは学校の実情等に応じていろいろやることはありますので、このペットボトルのリサイクルについてもその中の一つということでお考えいただいて、各学校のほうへお任せをしたいと。ただ、情報とか話題とか、そういうものは提供していきたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

○**藤野幹男議長**　畠山美幸議員。

○**1番（畠山美幸議員）**　校長会のほうにお話しする際に、全国牛乳容器環境協議会というのがありまして、牛乳パックン探検隊といって、こうやってDVDを無料で、7分物だそうなのですけれども、下さるということが書いてあり

ますので、ぜひこれを校長会などでごらんになっていただきながら、やはり推進していっていただければありがたいかなと。志賀小も行ったときに昇降口のところにペットボトルのキャップが衣装箱のようなものに入れて、ちゃんとやっていましたけれども、本当にいろんな取り組みの中でやっぱり子供もいろいろ学び、将来、今低炭素がうたわれておりますが、もう今の子供たちがその時代を担っていく子供たちになってしまいますので、今からやっぱり練習というか、身につけておいたほうがいいのかなと思いますので、ぜひ今後やっていただけるよう学校のほうにお話をしていただけたらありがたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○**藤野幹男議長**　どうもご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○**藤野幹男議長**　以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後　5時24分）